

平成 16 年度
大規模駐留軍用地跡地等利用推進費

関係地権者等の意向醸成・活動推進調査 報告書

平成 17 年 3 月

宜 野 湾 市

目 次

序章 調査の概要	1
序―1 今年度調査の目的.....	1
序―2 今年度調査の年次的位置づけ.....	2
序―3 調査にあたっての留意点.....	5
序―4 今年度調査の内容.....	5
1 章 各取り組みの内容	7
1―1 取り組み全体の体系.....	7
1―2 地権者支部別懇談会.....	9
1―3 情報誌ふるさと.....	16
1―4 各種団体懇談会.....	25
1―5 広報折込チラシ.....	29
1―6 ホームページ.....	38
1―7 普天間飛行場の跡地を考える若手の会.....	40
1―8 まちづくり学習の展開に向けた取り組み.....	62
1―9 気運醸成・ムードづくりとしての取り組み.....	67
1―10 合意形成推進委員会.....	68
2 章 今年度の取り組み成果	71
3 章 今年度の成果を踏まえた今後の方向性	77
参考資料	85
参―1 今年度調査の取り組みの全体経過.....	85
参―2 全体計画における各取り組みの実施状況（平成13～16年度）…	87
参―3 合意形成推進委員会設置要綱・委員.....	91

序章 調査の概要

序章 調査の概要

序一 1 今年度調査の目的

平成 13 年度に策定した「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」の基本的な考え方に基づく合意形成業務（以下、本事業という）では、関係地権者等の跡地利用に関わる合意形成の円滑化を図るため、情報提供・意向把握・活動グループ・人づくり等の活動を計画的に展開してきたところである。

平成 15 年度については、宜野湾市都市マスタープランや跡地利用基本方針へ反映すべく、地権者個別意向調査（普天間飛行場跡地利用に関する意向調査）を実施し、跡地利用の実現に際して地権者の抱える問題・課題等を把握した。さらに、合意形成に向けた検討課題・配慮事項等の整理を行うとともに、若手地権者懇談会等についても、人づくりの視点のもと取り組んできた。

また、普天間飛行場跡地利用に関わる計画としては、宜野湾市都市マスタープランが平成 15 年度末までに方向性が示され（実質の策定は平成 16 年度）、それと平行して平成 15 年度より、跡地利用基本方針の策定が平成 17 年度末を目標にスタートしている。

このように跡地利用に関わる方針策定等が本格化する今年度においては、合意形成のポイントとなる地権者等に対して、市の将来像・跡地の位置づけ等に関する情報を提供した上で、跡地利用、基地周辺のまちづくりに対する意見収集を行うとともに、次年度跡地利用基本方針素案等に係る地権者の意見集約を図るため、若手地権者懇談会の強化等による環境整備を目的として取り組みを実施した。

さらに、全体計画に基づく長期的視点からの人材育成に向けた取り組み（若手地権者懇談会、まちづくり学習の展開に向けた取り組み）については、昨年度までの成果を踏まえ、継続的な活動を通じた体制の強化とさらなる発展を目指し、取り組みを実施した。

- ◆地権者等に対する、市の将来像・跡地の位置づけ等に関する情報提供と、跡地利用、基地周辺のまちづくりに対する意見収集・集約
- ◆跡地利用基本方針素案等に係る地権者の意見集約を図るための環境整備
- ◆長期的視点からの人材育成と、継続的な活動を通じた体制の強化・発展

序一 2 今年度調査の年次的位置づけ

普天間飛行場の跡地利用を中心とした宜野湾市のまちづくりは、その性質上、事業完了までには長期にわたることが想定される。関係地権者等の合意形成については、まちづくりの段階に応じた取り組みを継続性を持って、計画的に展開していくことが重要であると認識されている。

この関係地権者等の合意形成の円滑化に向けた取り組みは、平成 13 年度の全体計画策定も含め、当面 5 カ年を第 1 ステップとしてスタートしており、今年度はその 4 年目にあたる年度である。

そこで、今年度調査は、平成 17 年度を第 1 ステップの区切りとして見据えた中で、「合意形成活動の主たる目標」、「重点的に取り組むべき事項とその内容」等について、次頁に示すような位置づけとした。

■合意形成活動の年度目標・展開イメージ

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	以降		
跡地利用関連調査事業等の流れ		沖 縄 振 興 計 画				跡地利用計画や周辺まちづくり計画等の策定に向けた取り組み		
		宜 野 湾 市 都 市 マ ス タ ー プ ラ ン						
		跡 地 利 用 基 本 方 針						
合意形成活動の主たる目標	関 係 地 権 者 等 の 意 向 把 握 全 体 計 画 策 定	地権者・市民への情報提供、意向把握や合意形成を確実に進められるような基礎的環境（人材・場・組織）づくり	地権者意向の重点的な把握による、跡地利用基本方針等の計画策定に向けた下地づくり	市全体のまちづくり方針からみた跡地の役割等の周知と、跡地利用に対する要望・意見の収集。跡地利用基本方針素案等に係る地権者の意見集約を図るための環境づくり。	跡地利用基本方針素案等を基にした地権者等による協議検討及び意見集約。次ステップに向けた活動の方向性の整理	跡地利用基本方針の周知と、跡地利用計画・周辺まちづくり計画等策定に向けた下地づくり		
重点的に取り組むべき事項とその内容		■平成 15 年度地権者個別意向調査の前段としての情報提供 ・土地利用の再編、事業実施に伴う地権者への影響 ・返還後の早期土地活用の必要性（現段階から将来の生活設計を考える必要性）等の周知により、地権者の跡地利用に対する意識の醸成を図る。 ■都市の将来像等に関する地権者意向の把握 ⇒宜野湾市都市マスタープランへの地権者意向の提供 ■若手のまちづくりへの参画や人材育成に向けた第一歩として、「若手検討組織の立ち上げ」、「まちづくり学習の準備」を行う。	■地権者個別意向調査での把握事項 ○土地活用意向からみたボリューム把握や土地の位置に対する意向 ・住宅、店舗、工場、農業、墓地等、どのような活用をしたいか ・返還後の土地の位置（現位置を望むか、土地利用計画に合わせた位置を望むか等） ○合意形成活動の円滑化に向けた意向把握（まちづくりへの参画意向、各種取組の認知度の把握等） ■各種調査事業の状況報告による地権者の不安の解消 ■平成 14 年度から開始した長期的視点からの取組（若手地権者懇談会等）を継続的に実施し、次世代のまちづくり意識の底上げと組織強化を図る。	■懇談会、情報誌等を通じて、地権者・市民に対し、跡地を含めた市全体の将来像や、直接地権者に係る内容、基地周辺まちづくり方針等の周知を図る。 ⇒上記方針等を周知した上で、跡地利用に対する意見・要望を収集する。 ■若手地権者懇談会の機能強化及び位置づけの明確化を図り、地権者としての意見を集約し、地主会として対外的に発信していく上での環境整備を図る。	■素案・原案それぞれの段階における跡地利用基本方針の検討、意見集約を図り、地権者としての意思表示を行う。 ■跡地利用基本方針素案等に対する地権者等の意思確認を行う（全地権者を対象とした簡易アンケート等） ■5ヶ年計画の評価・検証を行い、次ステップに向けた活動の方向性を整理する。	■地権者・市民に対し、跡地利用基本方針を周知し、その内容に対する理解を得る。 ■跡地利用計画等策定にあたっての地権者意向（周辺まちづくり地権者含む）を把握し、跡地利用計画等策定にあたって解決すべき課題を整理する。 ■基地周辺地区の地権者等に対してまちづくり勉強会等を実施するとともに、まちづくり協議会等の立ち上げ準備を行う。等		
上記内容を行う上での主な手段とそれぞれの流れ		数字合同の地権者懇談会による情報提供と意向把握					支部単位（小単位）によるきめ細かな情報提供・意見収集と地権者組織の強化	
			地権者個別意向把握調査		基本方針に係る地権者アンケート	地権者個別意向把握調査		
		若手地権者等の懇談会の立ち上げ	勉強会形式による定例的な活動展開	跡地利用に係る協議検討と組織としての体制の確立	地権者等による検討組織として発展			
		まちづくり学習実施に対する可能性の把握	学習プログラムの作成と実施に向けた学校側との調整	モデル校での取組実施と課題整理	市内小中学校でのまちづくり学習の実施			
			ホームページの機能強化	適宜更新と日常的な質疑応答・意見収集の場としての活用				
		情 報 誌 ふ る さ と 、 広 報 誌 等 を 通 じ た 継 続 的 な 情 報 提 供						

序一 3 調査にあたっての留意点

前述の通り、本事業は継続性を持って、計画的に展開していくことが重要であり、そのためには年度ごとの目標をクリアしていくことが大切となる。そのため、今年度調査における各取り組みの実施にあたっては、節目の段階（年度初期、中期、後期）において、取り組みプログラムの検討、取り組みの状況確認・検証を行った上で、適宜見直しをかけながら、より効果的な方向へと導き業務を遂行することとした。

また、跡地利用に関連し、跡地利用基本方針策定調査を軸として各種調査が実施されているが、それらと本事業は非常に密接な関係を持つため、情報の共有化、連携を図りつつ、業務を遂行した。

さらに、本年度調査における重点的取り組みの一つである若手地権者懇談会は、地主会の承認のもとに平成 14 年度から活動してきている。このような任意の活動においては、

- ・活動の位置づけや意見反映の仕組みの明確化
- ・常に関心の持てる話題の提供
- ・コアメンバー（会の推進に積極的に関わり、企画・立案のできるようなリーダー的人材）の育成

等がなされなければ長続きもしないし、発展もしていかない。

そこで、今年度の活動を通じて遅くとも年度末には、「若手の意見提案組織」等として体制が整えられるよう活動していくこととした。

序一 4 今年度調査の内容

今年度調査では、年度目的に対応した取り組みとして以下の内容を実施した。特に、昨年度より本格的にスタートした「若手地権者懇談会（今年度途中より「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」へと改名）」については、地権者間での協議検討を行う上での中心母体として、また人材育成としても重要な取り組みであり、本年度の中心的取り組みとして実施した。それぞれの取り組みの概要は次章に整理する。

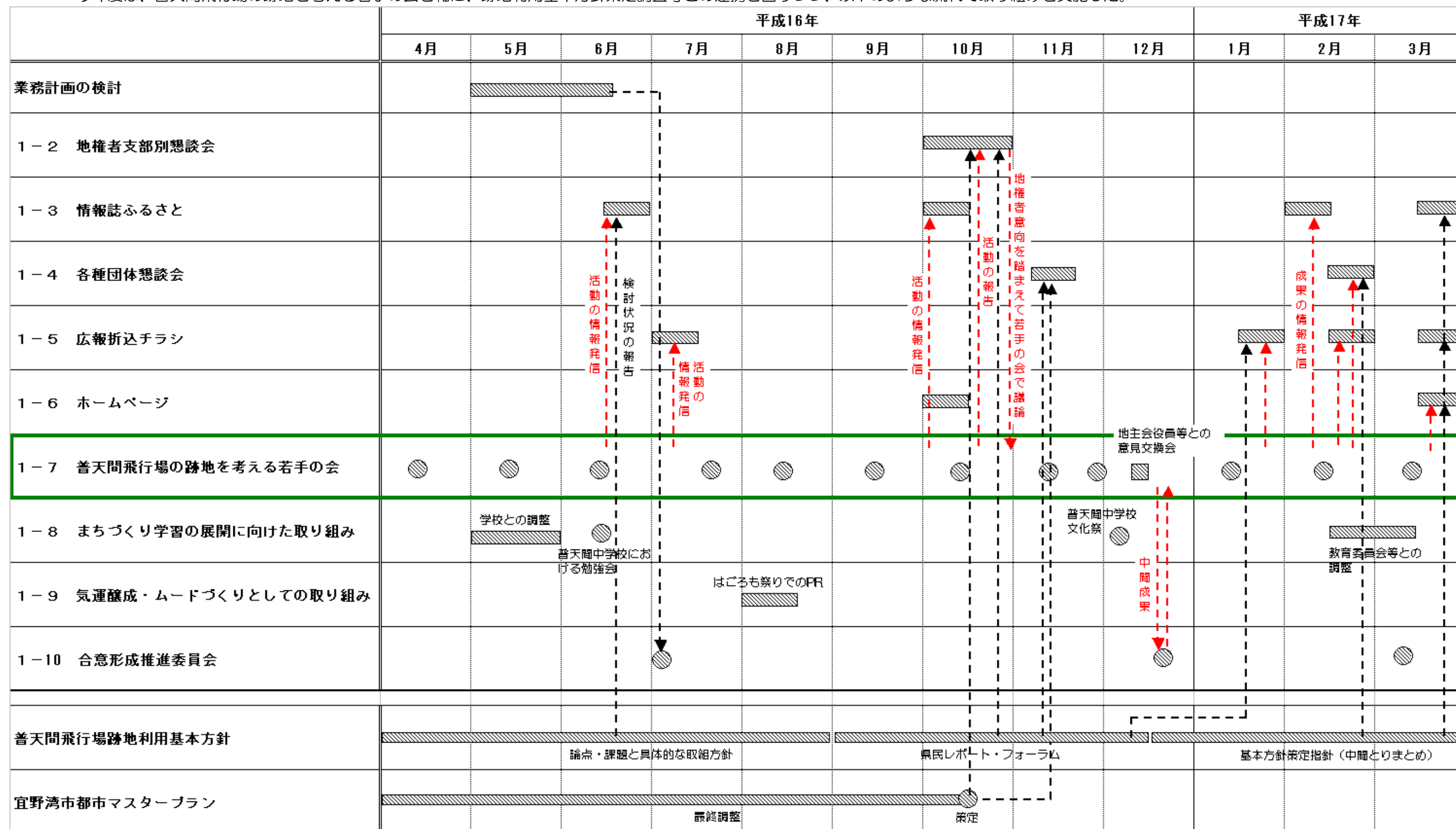
- ・地権者支部別懇談会の実施
- ・情報誌ふるさとの発行
- ・各種団体懇談会の実施
- ・広報折込チラシの発行
- ・ホームページ作成
- ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の定期開催
- ・まちづくり学習の展開に向けた取り組みの実施
- ・気運醸成・ムードづくりとしての取り組みの実施

1 章 各取り組みの内容

1章 各取り組みの内容

1-1 取り組み全体の体系

今年度は、普天間飛行場の跡地を考える若手の会を軸に、跡地利用基本方針策定調査等との連携を図りつつ、以下のような流れで取り組みを実施した。



1-2 地権者支部別懇談会

地権者への直接的な説明により、跡地を含めた宜野湾市の将来像や、跡地の役割・位置づけ等に係る情報を提供するとともに、跡地利用に対する地権者側からの意見収集を行うため、地権者懇談会を実施した。

懇談会は、より多くの場の提供ときめ細かな地権者・行政間の対話を図るため支部別に実施した。また、地主会役員等の理解を深めるとともに、効果的に懇談会を実施するため、地主会内の組織である跡地利用促進委員・普天間飛行場対策部会を対象に事前勉強会を行った。

懇談会の実施状況及び地権者からあげられた意見内容は以下の通りであり、宜野湾市都市マスタープランに位置づけられた「(仮) 普天間公園に係る意見」や、「事業主体・手法・地権者負担等に係る意見」が数多くあげられた。

(1) 開催状況

開催日	会場	対象地区	参加者数
10月18日(月)	喜友名公民館	喜友名、伊佐	7名
10月20日(水)	(旧) 大山公民館	大山	21名
10月21日(木)	普天間三区公民館	新城、野嵩*	22名
10月22日(金)	大謝名公民館	大謝名、真志喜	13名
10月25日(月)	真栄原公民館	佐真下	8名
10月26日(火)	宜野湾公民館	宜野湾	16名
10月27日(水)	中原公民館	中原、赤道、上原	20名
10月28日(木)	十九区公民館	神山	16名
計			123名

*野嵩地区は、10月19日(火)の単独開催を予定していたが、台風23号来襲のため近隣地区である新城地区と合同で実施した。

【懇談会の内容】

- 宜野湾市都市マスタープランにおける普天間飛行場跡地の位置づけ、役割等について
- 跡地利用基本方針策定状況について
- 普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動状況等について

(2) 地権者からの意見概要

地権者からあげられた意見は、大きく以下の 11 項目に分類できる。それぞれの内容は以下の通りである。

- ①（仮）普天間公園に係る意見
- ②事業手法・主体・地権者負担に係る意見
- ③市民・県民意向の反映に係る意見
- ④懇談会への参加状況等に係る意見
- ⑤環境保全と調査に係る意見
- ⑥松並木の復元に係る意見
- ⑦税金問題に係る意見
- ⑧モノレールに係る意見
- ⑨墓地（公園）に係る意見
- ⑩その他まちづくりに係る意見

【①（仮）普天間公園に係る意見】

○現時点の地権者の土地活用意向調査では、自分の住宅として使いたい人が 51%、財産として残したい人 32%合わせて 80%の人が自分で使いたいとなっている。県の計画では公園規模が 100ha となっており、天久新都心の約半分の面積が公園として計画されている。100ha というのは大きいのか小さいのか、本当に必要なのかをもう少し考える必要があると思う。公園にたむろする浮浪者の問題も気になる。

○約 500ha のうち 100ha、1/5 というのは相当大きい感じがする。9 割が個人有地であり、その中からの 100ha であるため、自分で土地を使いたいという人が多い中でどうなのか。しかし、地権者との調整がつくのであれば、当然すばらしい公園が出来ることを期待する。

○大規模公園について、100ha は確かに大きい、公園だけではなく、他の公共施設も考えると 100ha では済まなくなってくる。公園の位置についても、そこに土地を所有する人だけで負担すると、自分の住宅も造れなくなってしまう。そのため、実現に向けては、申し出換地という方法もあるのではないかと。地権者にはこの部分は残したい、この部分は売ってもいいという選択肢があると思う。自分たちとしてはどのくらいなら提供できるかということと一緒に考えていく必要がある。

○100ha 規模の公園については、面積でいうと全体の 20%を占めることとなる。それに対してアンケート調査では 51%の人が自分の土地に帰りたいと言っている。このバランスを考えるとこの 100ha の公園は難しいのではないかと。

○公園については、沖縄県民のために（よその人のために）大きな公園を作って、地主に済まないという気持ちはないのかということも十分考えていただきたい。

○防災機能を持った 100ha の大規模公園は賛成だが、地権者の負担になるならば、絶対反対である。全体の 1/4 というのはすごい面積である。過去の区画整理事業や天久新都心の

場合ではおそらく減歩が 30%くらいだったのではないかと思うが、地権者の大反対にあって最終的に 30%になったとの話も聞いている。沖縄市の比屋根区画整理でも 30～40%である。すばらしい都市づくりのために少々の痛みは仕方ないのではないかと皆さんにも勧めたいが、この 100ha がどれほどお互いに被害（負担）が出るのかを念頭に置いて計画してもらいたい。

○普天間公園については、非常に大きな土地を想定しているようなので、動物園とかディズニーランドのようなものを、それも是非国立で、戦争被害を受けた宜野湾のためにという思想で、進めてもらったらいいと思う。

○普天間飛行場跡地で大きな公園をつくる場合、有料にして観光客を集め、若者の働く場をつくれる公園、並びに無料の市民が使える公園の 2 面を取り入れたものでなければいけないと思う。ただ単に 100ha では地権者に迷惑がかかると思う。国の財政支援を絶対に得るという確約を取ることを要望したい。

○約 100ha、坪数にして 30 万坪、飛行場の 1/5 と大規模な枠である普天間公園は、今回の目玉だと思うが、これが中原地域におおいかぶさっている。中原地域の土地を自分で使いたい地権者の意志、権利が守られるよう十分調整が図られないと、今後賛同は厳しいものがある。

【②事業手法・主体・地権者負担に係る意見】

○事業手法についての説明が曖昧であり、国が定めるということのようだが、地権者にとっては不安な感じがする。

○計画は良いのだが、減歩率をどのくらいにイメージしているのが不安である。

○10 年前は街をきれいにすることによって高い値段で土地を売ることができたが、現在は土地の価値が下がる一方で、おそらくすばらしい都市づくりをしても地権者への見返りはごく少なくなると思う。そのことを考えると、モノレール、100ha の公園は是非、県、国に負担してもらいたいというのが意見である。

○跡地利用について、地権者の生活再建に向けた街づくりが必要ということで心配していることは、長い間土地を強制的に接収されて本人の意思に関わらず基地に頼る生活が出来上がってしまっていることである。高齢の地主は軍用地料のみに頼って生活している人もいる。また小さい土地を所有する地主の場合、減歩率を緩和できないか。

○地主としては今までの都市開発の一般的な手法は、区画整理というイメージしかない。開発の手法を決めるのが国主導で、必要な財政措置も図られるということが伝わっていないと思う。

○保留地が一番よいところに配置した方がいいと思う。美里の区画整理に携わったのだが、保留地処分に困っている。一番いいところにまとめておけば企業も買いやすいし、事業資金の糧にもなるのでそうしてもらいたい。

○地権者の負担、減歩率について、個人的には 25～30%にもって行ければと思っている。計画自体すばらしいと思うが、地権者の負担にならない都市計画をやってもらいたい。

○建物を建てる際、軍用地を担保に資金を借りて建築しているが、返還になると地代が入ってこないこととなり、支払いが困ることとなる。

○墓地もあれば山もあり平坦地もあるが、土地の評価はどうなるのか。更地にして同一の評価とするのか。

○道路・公園整備に伴う潰れ地は国に買い上げてもらえるようにお願いしたい。

○事業手法も区画整理が主体となると思うが、あまりグレードアップしない身の丈にあった開発をしてもらいたい。

○普天間飛行場の跡地利用に関するレポートの中で、「土地の接収により集団移転を強いられてきた地権者に対しては接収前の居住地に早く戻れるようにする必要があります」となっている。佐真下等はまさにこれに当てはまるが、旧佐真下区民の子や孫がそこに住居を構えられるのか。アンケートの結果でも51%の人が自分の住宅として使いたいといっている。集団移転を強いられてきた地権者に十分配慮してもらいたい。

【③市民・県民意向の反映に係る意見】

○市民の中にも跡地利用に対してすばらしいアイデアをもっている人がいるので、県民意向調査等で地権者以外の意見を聞くのは良いことである。

○県民意向調査を行っているが、もっと積極的に意見を聴取していく方法はないものか。

○県民意向調査の結果は、4月に公表する際こういった方法で公表するのか。

【④懇談会への参加状況等に係る意見】

○このような懇談会への参加人数を増やすことが大事である。特に地権者の子供や孫等、若い人には多く参加してもらったほうが良いと思う。若い世代への引継ぎもでき、多くの意見がでて会が盛り上がると思う。

○返還の目処が立たないこともあるが、もっと若い人たちが関心を持つようにしていく必要がある。

【⑤環境保全と調査に係る意見】

○大山の崖地について、道路を通すためにトンネルにするといいことも考えられるかと思うが、大山の水田は宜野湾市だけでなく、県の財産にもなると思う。そのため、計画に入る前に地下水系への影響を検討してほしい。

○環境汚染されていた場合、なかなか地主へ返還されないという問題も起こりえるので、徹底した調査を願いたい。

【⑥松並木の復元に係る意見】

○松並木について、松の木は 25 年程で立派なものとなるが、その頃には松食い虫が発生するようになり、その対策には薬が必要である。街道を復元するのは良いと思うが、その辺も頭に入れておく必要がある。

○松並木について、松食い虫防除のための薬害等も十分検討して欲しい。植樹について、カミキリムシの駆除のために個人は薬をまいているが、市町村あるいは県は全然措置をしていない。宜野湾市の緑のまちづくりに反映させていただきたい。

【⑦税金問題に係る意見】

○土地の先行取得を進めているようだが、土地売買や相続に伴う税金対策について、地権者への情報提供を願いたい。

○戦争で取られた土地を元に戻して欲しいというのが地主の気持ちである。地主の身になって税金問題についても考えてもらいたい。

【⑧モノレールに係る意見】

○モノレールについては 15 年程前から要請はあるが、これについても実現するか危惧される。

○モノレールについても、国が負担するのか、県が負担するのか、地権者に負担がくるのか、公園の他にこれもとなると、地権者にとってより大きな負担になると思う。

【⑨墓地（公園）に係る意見】

○墓地について、清明祭には車で乗り入れたいが、普段は公園としてつかっても清明祭時には駐車場として使えるような用地を確保してほしい。

○過去の宜野湾市の都市計画でも墓地霊園については何度となく唱えたが、全然取り上げられていない。

【⑩その他まちづくりに係る意見等】

- 平成９年度の跡地利用計画が強く残っており、跡地利用に対する新たな意見が言いづらい。
- 電線は地中化に出来ないか。地震の時に電柱が倒れて危なく、防災の意味でも電線地中化は良いと思う。
- 駅とか学校があるところに人は集まるもので、教育関係では大学とか大学院というよりも一般の人に身近な小学校、保育園とかが必要だと思う。
- 宜野湾市のシンボルになるような施設を計画してはどうだろうか。
- 全天候型の野球場、全天候型の闘牛場なども良いのではないか。
- 跡地利用基本方針はどの程度の内容まで触れるものなのかを教えてほしい。
- 道路網についても元の宜野湾にあった道路を知る人の意見を聞いて検討したらよいと思う。



【参考：平成 14 年度以降の懇談会開催状況】

	参加者数等	主な内容
平成 14 年度 第 1 回懇談会	286 名（11 日間）	・関係地権者等意向把握全体計画の説明 ・沖縄振興新法の説明
第 2 回懇談会	151 名（5 日間）	・今後のまちづくりと合わせて地権者に考えていただきたい事項（返還後早期に土地活用を図ることの必要性） ・若手地権者の意識啓発の必要性
第 3 回懇談会	118 名（4 日間）	・普天間飛行場跡地のまちづくりの流れ ・各地権者に対する土地所在地の周知
第 4 回懇談会	60 名（2 日間）	・返還後に考えられる土地活用の方法 ・宜野湾市都市マスタープラン策定経過
平成 15 年度 第 1 回懇談会	121 名（5 日間）	・地権者意向調査の結果報告 ・文化財調査、自然環境調査の報告
第 2 回懇談会	112 名（4 日間）	・跡地利用基本方針策定状況 ・地権者意向からみた今後考えていくべき事項
平成 16 年度 第 1 回懇談会	123 名（8 日間）	・宜野湾市都市マスタープランにおける普天間飛行場跡地の位置づけ、役割等について ・跡地利用基本方針策定状況について ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動状況等について

1-3 情報誌ふるさと

平成 13 年度から発行を開始している情報誌「ふるさと」は、昨年度実施した地権者意向調査結果からも、効果的な情報提供手段であることが判明しており、今年度は以下の通り 4 回発行した。

	発行時期	主な掲載事項
第 9 号	平成 16 年 6 月	・地権者の声（原状回復措置について） ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会活動内容について ・まちづくり学習の展開に向けた取り組み（普天間中学校勉強会）について ・平成 16 年度の普天間飛行場跡地利用関連調査事業について ・跡地利用基本方針の構成について
第 10 号	平成 16 年 10 月	・地権者懇談会の開催案内 ・宜野湾市都市マスタープランにおける普天間飛行場跡地の構想について ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動報告 ・跡地利用基本方針策定調査の今年度以降の進め方について ・地権者の声（跡地利用基本方針への地権者意向反映の仕組みについて）
第 11 号	平成 17 年 2 月	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」（普天間飛行場の跡地を考える若手の会）の紹介
第 12 号	平成 17 年 3 月	・跡地利用基本方針策定にかかる指針案（中間とりまとめ）について ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動報告 ・地権者の声（（仮称）普天間公園について）

普天間飛行場跡地利用基本方針について ～基本方針の構成～

去る3月23日(火)、第二回目となる普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会が開催され、基本方針の構成や取りまとめのイメージなどについて議論がなされました。その基本方針の構成概要を以下に示します。(以下の内容は、上記第2回検討委員会で使われた資料-1をもとにとりまとめたものであり、現在、第3回検討委員会に向けて継続的に検討しているところです。)

1 基本方針の位置づけと策定方針

- 跡地利用計画の策定にかかる既定の方針
- 基本方針の役割と性格
- 基本方針策定の手順と体制

跡地利用計画に係る既定の方針に基づき、基本方針の役割と性格を明らかにし、基本方針策定に向けた取り組みの手順と体制を示します。

2 跡地利用の目標

- 地権者の生活再建の実現
- 宜野湾市の将来像の実現
- 沖縄県及び中南部都市圏の将来像の実現

跡地利用の中心となる主体である地権者等の生活再建、宜野湾市における都市構造の適正とあわせた新しいまちづくり、沖縄県や中南部都市圏の将来像の実現等からみた期待に応えるという視点に立ち、跡地利用計画の基礎となる跡地利用の目標を明らかにします。

3 計画策定の前提条件

- 跡地の特性にかかる前提条件
- 社会経済動向にかかる前提条件
- 地権者意向にかかる前提条件

跡地の特性、跡地利用にかかる社会経済動向及び地権者意向をどのように反映させる必要があるのか、計画づくりの前提条件としてとりまとめます。

4 市民・県民意向の反映

跡地利用にかかる検討成果を情報発信すると共に、市民・県民それぞれの立場から意向を聴取して、その意向をどのように計画づくりに反映させるかをとりまとめます。

5 計画づくりの基本方針

- 長期的・総合的なまちづくりに対応できる計画づくり
- 新しい都市(空間)像の実現に向けた計画づくり
- 関係者の協働による計画づくり

跡地の市街化にかかる見通し等を踏まえつつ、計画づくりに際しての課題や課題の解決に必要な基本戦略を明らかにし、計画づくりの基本方針としてとりまとめます。

6 跡地利用の方針

- 産業・機能の導入にかかる方針
- 都市基盤整備にかかる方針
- 環境共生・創造にかかる方針
- 周辺市街地整備にかかる方針
- 県民・市民及び地権者等との協働にかかる方針

跡地利用計画の基本方向として確立すべきことをとりまとめるとともに、基本方針策定段階においては方針として確定できないことについても、跡地利用計画策定に必要な取り組みの指針を明らかにし、跡地利用計画の策定に向けた取り組みを促進します。



ふるさと



地権者の声 ①

～ 原状回復措置について ～

これまでの地権者懇談会等において、地権者の皆さんから数多くあげられたご意見やご質問などについて、本号より一つずつとりあげ、ご説明します。

意見・質問

米軍が普天間基地を使用するようになってから長い年月が経過し、地下水などの環境汚染が心配である。現在、立ち入り調査が難しいとのことだが、北谷の事例を繰り返さぬように、事前の立ち入り調査の許可を強く求めるべきではないか。また、汚染物質が発見された場合は、地主に返還する前に、国が責任を持って除去して欲しい。

回答

- 法律(下記枠内を参照)や、跡地対策準備協議会のとりまとめから、駐留軍用地の原状回復の責務は日本政府にあり、使用経緯の調査、現地調査、除去対策、回復を行ってから、地主に返すことになっています。これは、返還後や土地活用後に汚染が発見された場合にも適用されます。
- 基地内立ち入り調査の許可については、以前から継続的に要望していますが、米国における同時多発テロ以降、基地内は警戒態勢が敷かれ続けており、立ち入り調査は未だ難しい状況です。

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年五月二十六日法律第百二号)」より抜粋
 第七条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

普天間飛行場跡地利用に関する情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてご利用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
 電話 098-893-4411 (内線 309) Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
 ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」が本格的に活動を開始

【会の目的】

普天間飛行場の特性（規模、位置、地権者数等）から、跡地のまちづくりについては長期間を要するものと考えられ、その間地権者の世代交代が進むものと想定されます。そのため、跡地のまちづくりを成功させるためには、現段階から若い世代の人材育成・まちづくりへの参画を図っていくことが極めて重要なことと考えられます。

そこで、将来的にまちづくりの中心的役割を担うこととなる人材（若手地権者や地権者の子息）を集め、本会を結成しました。

会では、勉強会、視察、議論などを通して、若手メンバー自身の意識向上を図るとともに、若い世代の意向を普天間飛行場跡地のまちづくりに反映させることを目的としています。また、将来的には組織としての位置づけを明確にするとともに、会の輪を広げて、地権者自らが主体的に考えていける会へ発展させていきたいと考えています。

【会の名称】

本会は、平成14年度より「若手地権者懇談会」としてスタートしましたが、平成16年度第3回目の会合から、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」に変更し、本格的な活動を開始しました。

昨年度までは、まちづくりを考える上で必要な歴史・自然・普天間飛行場に関わる過去の経緯等について勉強会を行ってきましたが、今年度からは、メンバー自らが普天間飛行場跡地のまちづくりについて研究することを主な活動としていくことになりました。

そこで、跡地のまちづくりを地権者として考えていこうとの意味を込めて、メンバーで話し合い、会の名称を上記の通り決定しました。

【活動内容】

今年度の活動としては、

- ・ 宜野湾市の自然や文化財を知る
- ・ 県内他地区（那覇新都心、小禄金城など）の事例を研究する
- ・ 跡地のまちづくりに関する提言をとりまとめる

ことを主に予定しています。



【会のメンバー】

代表	大川 正彦	(野嵩)
副代表	天久 眞一	(大謝名)
副代表	呉屋 力	(喜友名)
	又吉 健一	(大山)
	伊佐 友邦	(大山)
	又吉 実	(大山)
	玉那覇 薫	(宜野湾)
	伊佐 力	(宜野湾)
	渡慶次 治	(宜野湾)
	佐喜眞 盛利	(神山)
	宮城 敏彦	(神山)
	仲村 春栄	(中原)
	田里 友史	(中原)
	宮城 功	(中原)
	新城 智宏	(新城)
	仲本 賢明	(上原)
	仲本 勇樹	(上原)
	天久 健	(大謝名)
	仲村 淳	(赤道)
	仲村 健太	(赤道)
	宮城 武	(野嵩)
	玉那覇 智	(佐真下)
	宮城 尚史	(伊佐)
	又吉 建栄	(伊佐)
	宮城 雄貴	(真志喜)



宜野湾市・普天間飛行場に関する「まちづくり学習」～普天間中学校～

【まちづくり学習の目的】

宜野湾市及び普天間飛行場跡地のまちづくりを成功させ、持続的に発展させていくためには、未来を担う小学生・中学生等の若い世代が、今からまちづくりに対する関心を持ち、考えていけるような環境を形成していくことが重要だと考えられます。

そのため、これまで基地政策部では、教育委員会や市内小中学校教員の方々と話し合いながら、普天間飛行場に関するまちづくり学習の実現に向けた準備を進めてきました。

この取り組みの第一歩として、今回は普天間中学校の1年生を対象として以下の「まちづくり学習」を実施しました。次年度からは、こうした取り組みを市内の多くの小中学校へ広げていきたいと考えています。



【まちづくり学習の内容】

日時：平成16年6月14日 午後3時～3時50分

場所：普天間中学校 武道場

内容：

① 昭和の初めの頃の宜野湾を見てみよう

昔・普天間まちなみ再現ビデオ「基地がなかった頃 昭和の初めごろ、宜野湾への旅」により、昭和初期の宜野湾の様子を紹介しました。

② 普天間飛行場を空から見てみよう

生徒自らがコンピュータを操作し、上空からの宜野湾の様子を眺めました。



③ 宜野湾市の自然環境を見てみよう

基地政策部宮城真也氏より、大画面を使い、宜野湾市の自然環境について説明を行いました。

平成16年度の普天間飛行場跡地利用に関する調査事業

普天間飛行場跡地利用に関わる調査事業として、今年度は主に以下の内容を実施（予定）しています。

事業名	事業主体	事業の概要
関係地権者等の意向醸成・活動推進調査	宜野湾市	普天間飛行場跡地利用に関わる地権者・市民等関係者の合意形成の円滑化を図るため、情報提供や意見集約、さらには若手人材育成等の取り組みを実施。
普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査	宜野湾市・沖縄県	普天間飛行場における具体的な跡地利用計画を策定するために、その基礎となる基本方針策定に向けた調査を実施予定。
自然環境調査	宜野湾市	宜野湾市の自然を適切に保護・維持していくための、湧水量・海域・動物など市内全域（飛行場除く）の環境調査を実施。
埋蔵文化財発掘調査支援検討調査事業	宜野湾市	原状保全が必要とされる重要遺跡の選別を行い、跡地利用計画に活かされる重要遺跡保存整備基本構想を策定するための調査を実施予定。
中南部都市圏産業・機能プロジェクト実現可能性調査	沖縄県	中核機能、産業機能の導入戦略及びそれらの導入に向けた基盤整備の方向を検討するための調査を実施予定。
中南部都市圏住宅関連調査	沖縄県	産業振興や観光振興等と関連した住環境づくりや亜熱帯等の地域特性を活かした住まいづくりのモデルを検討するための調査を実施予定。

普天間飛行場跡地利用基本方針について

9月9日(木)那覇市自治会館において、普天間飛行場跡地利用基本方針第3回検討委員会が開催されました。委員会では、今年度以降の調査の進め方や、県民へ向けた普天間飛行場の跡地利用に関するレポートの発行、県民フォーラムの実施など、様々な手段で広く情報提供・意見聴取を行っていくこと等が確認されました。

【普天間飛行場の跡地利用に関するレポート】

普天間飛行場の跡地利用に向けた現状や、これまでにどのような提言や提案が行われてきているのか、今どのような取組が行われているのか等を取りまとめたレポートです。

【県民フォーラム】

平成16年11月1日(月)午後2時より、沖縄コンベンションセンター会議場A1にて、県民フォーラムの実施を予定しています。

*レポートや県民フォーラムに関する内容は、地権者懇談会の中でご説明します。

【今年度以降の調査の進め方】



地権者の声 ②

～ 地権者意向反映の仕組みについて ～

意見・質問

跡地利用基本方針が策定されることだが、地権者の意向はどのように反映されるのか。

回答

地権者の意向は、跡地利用の方針・計画等をつくる上で非常に重要なものとなります。そこで、各支部での地権者懇談会や普天間飛行場の跡地を考える若手の会にて、地権者の皆さんの意向を把握し、その意向をもとに、評議員会等で検討を行い、地権者意向の反映を図っていきたいと考えています。

また、昨年度に実施した「普天間飛行場跡地利用に関する地権者意向調査」の結果も計画づくりの際には十分活用していきます。



ふるさと



市では、下記の通り地権者懇談会を開催いたします。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

【主な内容】 『宜野湾市都市マスタープラン』に示される普天間飛行場跡地の役割等の説明
『普天間飛行場跡地利用基本方針』策定に向けた情報提供・意見交換

【日程表】

No.	開催日	会場	対象地区※	時 間
1	10月18日(月)	喜友名公民館	喜友名、伊佐	(開場) 午後6時45分 (開会) 午後7時から 2時間程度
2	10月19日(火)	野嵩一区公民館	野嵩	
3	10月20日(水)	(旧)大山公民館	大山	
4	10月21日(木)	普天間三区公民館	新城	
5	10月22日(金)	大謝名公民館	大謝名、真志喜	
6	10月25日(月)	真栄原公民館	佐真下	
7	10月26日(火)	宜野湾公民館	宜野湾	
8	10月27日(水)	中原公民館	中原、赤道、上原	
9	10月28日(木)	十九区公民館	神山	

※対象地区表示は目安ですので、どの会場にお越しいただいても構いません。ご都合の良い日・会場にご参加下さい。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてご利用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
電話 098-893-4411(内線309) Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

「宜野湾市都市マスタープラン」における普天間飛行場跡地の構想

普天間飛行場返還後の跡地利用を含む宜野湾市の目指すべき将来像を定めた「宜野湾市都市マスタープラン」が、宜野湾市都市計画審議会を経て先日策定されました。その中で、普天間飛行場跡地地区については、以下のような構想が示されていますのでご紹介します。

【地域のまちづくり目標】

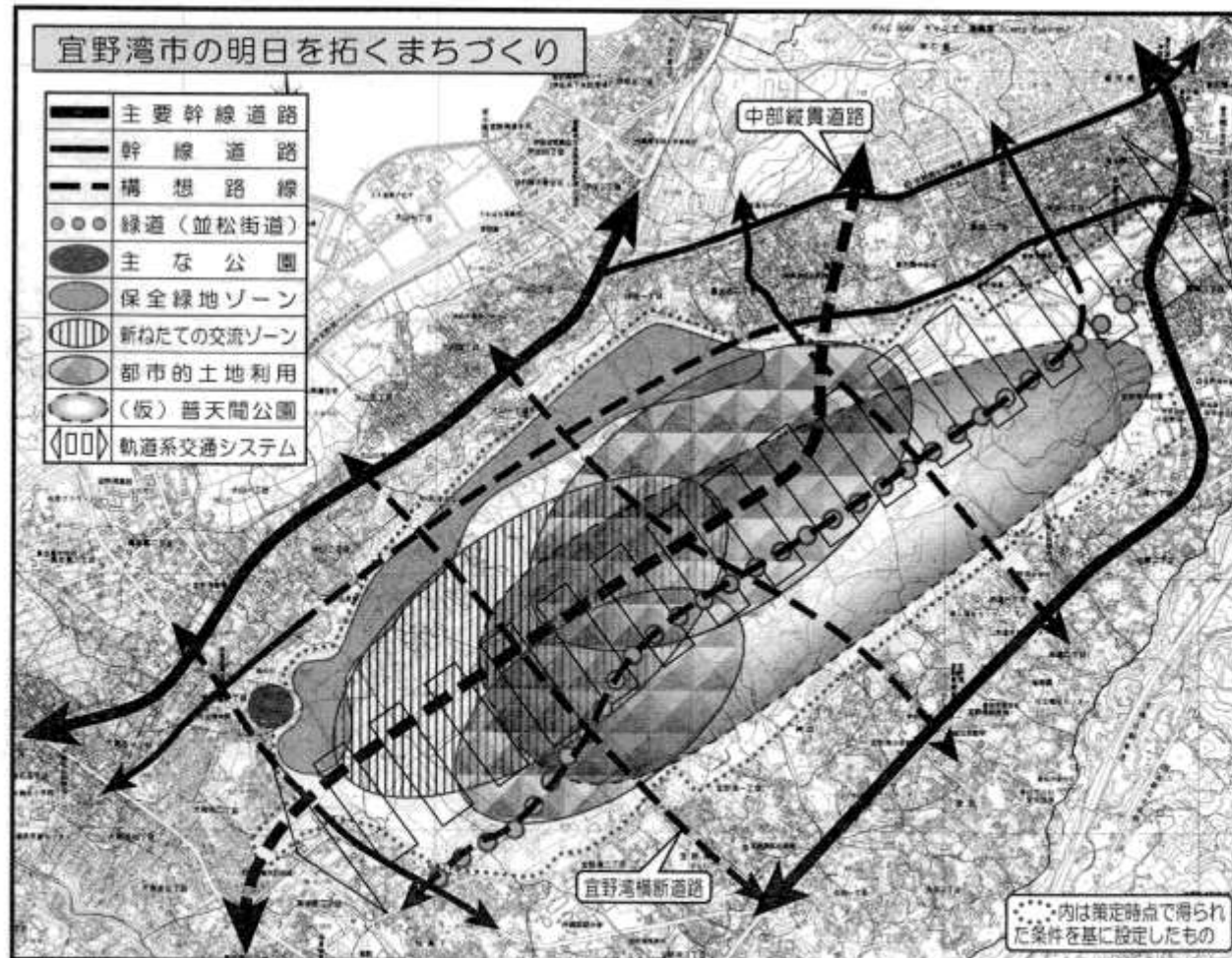
宜野湾市の明日を拓くまちづくり

【地域整備の基本方針】

- ・ 根幹的都市施設の整備による都市構造の是正
- ・ 自然環境、歴史資産に配慮したまちづくり
- ・ 沖縄県や本市の発展に資する各種機能の誘導
- ・ 既成市街地の再生に資する基地跡地利用の推進

【主な土地利用】

新ねたての交流ゾーン	国際交流機能、業務機能、教育・研究機能、市民サービス機能、商業機能、集客・観光機能などを誘導
都市的土地利用	地権者利活用ゾーン、環境共生型住宅ゾーン、種地ゾーンなど、時代のニーズに対応した都市的土地利用。
(仮)普天間公園	返還のシンボルであり、歴史・自然・文化・交流・レクリエーションといった役割と、広域防災拠点として期待。
並松街道	戦前の松並木の再生を図る。



宜野湾市都市マスタープランの内容は、地権者懇談会にて詳しくご説明する予定です。

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」活動報告

若手の会（第4～6回）では、現地視察を中心とした活動を行いました。基地内や他地区の事例を、会員が実際に目で見て感じる事で、今まで以上に普天間飛行場跡地に対する活発な意見が飛び交いました。

第4回若手の会：普天間飛行場内文化財視察（7月22日）

普天間飛行場の広さ、自然、文化財などを実際に目で見て肌で感じることを目的に、市教育委員会文化課の協力を得て、普天間飛行場内文化財視察会を実施しました。

視察会後の議論では、以下のような意見が整理されました。

- 基地の広大さとその重要度をあらためて実感した。
- 緑や地下水といった自然資源、高低差のある地形、景観を活かしたまちづくりが必要である。
- 貴重な水や緑を公園として整備できないか。
- 洞穴・湧泉等をまちづくりの中で活用できないか。
- 基地内の既存施設をそのまま活用できないか・・・等



第6回若手の会：

那覇新都心視察（9月11日）

県内最大規模の基地跡地におけるまちづくりの実例と、その経緯などを見聞することを目的に、那覇新都心視察会および都市再生機構（旧地域振興整備公団）訪問を実施しました。

都市再生機構の方には、第5回若手の会で事前に準備した質問事項への回答を中心に話をしていただき、非常に有意義な視察会となりました。視察会後の議論では、「電線地中化は簡単ではなさそうだが、普天間では何とか全域で実施できないか」、「地区中心部への防災機能を持たせた大規模公園の配置や、そこまでの動線計画は非常に良いと思った」、「工事着手までの期間を短くする必要がある」等、様々な意見があげられました。



今後は、これら視察のとりまとめを踏まえながら議論を進め、若手地権者としての普天間飛行場跡地利用に関する意見を集約していきたいと考えています。

本会では、会の更なる活性化を図るため、新たに会員を募集します。本会の活動に興味をお持ちの方、普天間飛行場跡地利用について考えたいという方は、ぜひ右記までご一報下さい。

■地主会事務局
098-893-5077

■基地跡地対策課（担当：又吉）
098-893-4401

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 昨年度の地権者意向調査では、土地を売りたい人の面積の合計が約36haであるが、大きな公園や道路用地としての不足分をどのように確保するかについて検討する必要がある。
- 那覇新都心地区のように、公共用地にあてるための土地を地権者から一律買収した場合、小規模地主（買収されることにより土地活用できなくなる地主）への対応策について検討する必要がある。
- 公共用地の先行買収等を行う場合、どのような方法で実施するかを考える必要がある。（「点在する売却意向者の土地を買収して最終的に一箇所に集める」、「公園等の用地の場所だけを買収する」等）
- 土地を売却した際の税制について、地権者の理解を深めていく必要がある。

6. 基地周辺地域も一緒になったまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 普天間飛行場内外の道路や排水等のつながりを考慮して、まちづくりを進めるべきである。
- 大山の田いも畑への地下水の流れを確保できるようなまちづくりをすべきである。

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 幹線道路整備に伴う影響箇所のみでなく、既存の市街地と新市街地の連絡をどのように図るかについても検討する必要がある。
- まだ市民（周辺市街地住民等）の関心はあまり高くはないと思われる中で、周辺市街地と一体となった整備のための検討体制をどのように整えるか検討する必要がある。
- 返還後スムーズに跡地利用へと展開するために、周辺市街地の整備にいつから取り組むべきかについて検討する必要がある。

7. 将来的な問題課題を見据えたまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 開発期間の長期化による地権者間の不公平が生じないようにしたい。
- 個人が住宅用地として使う分は早期に開発していきたい。
- 返還までの期間・工事期間を極力短くするようにしてほしい。
- 住宅地需要が減少するとされているが、481ha全体のまちづくりを進めていきたい。

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 段階的に整備が図られた場合の地権者間の公平性を保つための仕組みについて検討する必要がある。
- 開発が長期にわたった場合の相続税、固定資産税への対応等についても検討する必要がある。
- 合意形成の短期化のための方策を検討する必要がある。

以上、7つの項目ごとにとりまとめが行われていますが、若手の会では今後、個々のテーマごとにより深く議論・研究を進めていくこととなっており、その際には多くの地権者からの意見を聞きながら、より良い成果としてとりまとめることを望んでいます。

今回掲載した「私たちの考え」に対しても多くの方々からご意見をいただけると幸いです。

○普天間飛行場の跡地を考える若手の会

会長：大川 正彦（Eメール：masa-1@nirai.ne.jp）

副会長：天久 眞一（Eメール：ashinich@nirai.ne.jp） 呉屋 力（Eメール：r-hworld@ns.3lrm.ne.jp）

○宜野湾市軍用地等地主会

TEL：098-893-5077 FAX：098-892-0052 Eメール：ggj-higa@southernx.ne.jp

○宜野湾市基地政策部基地跡地対策課（表頁の通り）



ふるさと



普天間飛行場の跡地を考える若手の会では「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」を今年度の検討成果としてとりまとめました。今回はその内容を全ページにわたってご紹介します。

【とりまとめ項目】

1. 地権者の納得によるまちづくりについて
2. 地権者や家族等の居住の場としてのまちづくりについて
3. 多くの情報・人・物が集まるにぎやかなまちづくりについて
4. 自然や歴史・文化を大事にしたまちづくりについて
5. 街の将来を支える道路・公園等を考えたまちづくりについて
6. 基地周辺地域も一緒になったまちづくりについて
7. 将来的な問題課題を見据えたまちづくりについて

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてご活用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
電話 098-893-4411（内線309） Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

普天間飛行場跡地利用への私たちの考え（普天間飛行場の跡地を考える若手の会）

1. 地権者の納得によるまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 地権者の合意形成を図るためには、どのような人（若い世代、高齢者等）が聞いても理解できるような進め方をすべきである。
- 2,800名を超える地権者がいるので、合意形成の仕組みと若手の会の役割の明確化を図るべきである。
- 跡地利用の計画をつくる段階、事業を実施する段階、土地活用を図る段階等、それぞれの段階に応じた合意形成のための仕組みをつくるべきである。
- 地権者自らにおいても公共性の高い土地利用に対する理解を深めていきたい。
- 理想的なまちづくりと地権者の負担の関係について理解を深めていきたい。
- 計画的な土地利用が望まれるため、その実現のための仕組みに対する地権者の理解を深めていきたい。

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 年代を超えて、より多くの地権者が跡地利用に対する理解を深められ、より深く検討できるような体制づくりを検討する必要がある。
- 今後さらに増加が想定される地権者（現在約2,800名）をどのようにまとめ、情報提供をし、合意形成を図っていくかについても検討する必要がある。（例えば、よりきめ細かな地権者対応を図るため、地権者の個別意向調査等ができる国勢調査員のような組織づくりを行う等）
- 若手の会自らが、跡地利用においてどのような役割を果たすべきか、また組織としてどう強化していくべきかについて検討する必要がある。

2. 地権者や家族等の居住の場としてのまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 統一感のある魅力的な住宅地を形成していきたい。
- 電線類の地中化を強力に推進し、美しい街並みを形成していきたい。
- 那覇新都心地区にある天久クレセントのような魅力ある住宅地は、規模が大きいものとしていきたい。
- 良好な住環境や美しい街並み形成に向けては、地区計画等の規制誘導策を講じるべきである。
- よりよい住環境を創出するため、建物の用途や高さを制限し、低層住宅地、集合住宅地、商業業務地等、土地利用ごとに純化を図ってきたい。

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 跡地の広大な規模を活かした、ゆとりある住宅地を形成するための方策を検討する必要がある。
- 美しい住宅地の街並みづくりのために何が必要かを検討する必要がある。（建物の色彩・形態等の規制や、電線類の地中化を推進する等）
- 公共施設整備とのバランスの中で、旧集落の位置に戻って居住したいとする地権者の希望をどう叶えるかについて検討する必要がある。
- 地権者以外に実際にどのような人が居住するのかについても考え、どのように新しいコミュニティを形成するかについても検討する必要がある。（これだけの規模なので、県外からの居住者も相当数見込まれるのではないかと）



3. 多くの情報・人・物が集まるにぎやかなまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 大型スーパーや国・県の公共施設等、まちの中心となる施設を誘致していきたい。
- 人の集まる施設をつくる際には、駐車場の確保についても考慮すべきである。（駐車場等の必要な施設は最初から確保しておく必要がある）
- 地権者の意向や周辺地域の状況を踏まえて、公共施設等の位置、内容を検討すべきである。
- 多くの人や物が集まる拠点としてのまちづくりのために、地権者としても、土地の共同利用のための手法を検討していきたい。
- まちの魅力づくりのためには、民間の参画を積極的に図るべきである。
- 学校施設は、周辺における土地利用等への影響を考慮し、立地のあり方を考えるべきである。

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 広域的な視点のみでなく、地権者としても誇れるまちの姿を検討する必要がある。（「これだけの規模のまちづくりなので、様々な機能がバランスよく揃ったまちづくりが必要である」、「重点的に取り組むものを設定し、特徴的・個性的なまちをつくらなければならないか。そうであれば重点的なものとは何か」等）
- 拠点形成のための土地の生み出し方や建物の誘導策について検討する必要がある。
- 都市マスタープランでは、普天間飛行場の南西側（中部縦貫道路と宜野湾横断道路の交差点周辺）に「新ねたての交流拠点」が位置づけられているが、拠点の性格、位置、規模について検討する必要がある。
*新ねたての交流拠点：本市や中南部都市圏の新しい拠点であり、市庁舎の配置や行政や市民サービスに資する機能を整備する「行政サービス拠点」と、各種交流、業務、教育研究、公共公益、商業、集客・観光等の機能が複合集積する「センター地区」からなるものである。

4. 自然や歴史・文化を大事にしたまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 基地内の文化財の保全、整備を図っていくべきである。（宜野湾メヌカー湧泉、テラガマ、普天間屋敷、インガー湧泉等）
- 基地内の貴重な水や緑、文化財を活用し、公園として整備したい。（インガー湧泉を活用したせせらぎ公園、緑豊かな拜所周辺の遊具公園等）
- 洞穴等の地下資源や文化財をまちづくりの中で活用していきたい。（新城古集落の復元による観光利用、洞穴の観光ルート化や古酒の保存場所としての活用等）
- 高低差のある地形や地下の条件、海の見える最高の景観を考慮したまちづくりを行うべきである。
- 集落の名称は、将来においても継承すべきである。
- 基地であった歴史を記憶に残すようなまちづくりをしていきたい。（現在のフェンスの位置におけるサイクリングロード・遊歩道の整備等）

【引き続き検討を進めるテーマ】

- 自然や文化財は、「単純に残す」、「観光資源として活用する」等、保全・活用の方向性を検討する必要がある。
- 伊佐〜大謝名にかけての斜面緑地は、都市マスタープランにおいて保全緑地ゾーンとして位置づけられているが、単に残すのではなく、墓地公園、自然観察園等としての活用についても検討する必要がある。
- 自然や文化財は大事だが、地権者負担への影響を考慮しつつ、その残し方を検討する必要がある。

5. 街の将来を支える道路・公園等を考えたまちづくりについて

【若手の会の意見】

- 渋滞が発生しないよう、将来の交通量に対応した道路幅員やネットワークを確保していきたい。
- 道路計画（特に幹線道路）は基本中の基本であり、主要施設間のアクセスや渋滞の抑制を考慮して計画するべきである。
- モノレール等の新交通システムを導入し、公共交通の拠点をつくっていくべきである。
- 道路の通り名は、親しみやすいものとなるよう、分かりやすいものとするべきである。
- 公園の整備にあたっては、地域交流や防災面を考慮した配置計画としたい。（那覇新都心地区の総合公園、北谷の町営駐車場のよう）
- 普天間飛行場跡地利用のまちづくりにおいても、那覇新都心地区における中心部への大規模防災公園の配置や公園までの動線を参考にすべきである。

若手の会メンバーを中心に先進地事例調査を実施しました。

去る2月24日～26日にかけて、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」のメンバーを中心に、まちづくりの先進地を実際に見て、話を聞き、行政・地権者・住民等の協働によるまちづくりへの理解を深めることを目的として、港北ニュータウン（神奈川県横浜市）、八潮南部地区（埼玉県八潮市）、三郷インターA地区（埼玉県三郷市）、臨海副都心（東京都江東区・港区）を対象とした事例調査を行いました。

港北ニュータウンでは、まちづくりの中心的存在として活動されてきた 川手昭二先生（筑波大学名誉教授）から、以下のような話をしていただきました。

港北ニュータウン概要

港北ニュータウンは、神奈川県横浜市に位置し、普天間飛行場の約3倍もの面積（約1,340ha）と約4倍もの権利者（約11,000人）を有する地区です。

「市民参加のまちづくり」を基本理念とし、緑道を主骨格として緑を地区全体に張り巡らせる「グリーンマトリックス」という思想を行政・地権者等の共通のものとして据え、その確固たる思想（まちづくりのコンセプト）をもとに、行政・地権者等が協働*してまちづくりを進めた地区です。

*協働とは、地権者や市民、行政等が、責任と役割分担を相互に自覚し、共通の目的を達成するために、補完・協力しながら連携して活動すること



川手昭二先生からの説明のポイント

- ◇構想・計画・事業等のそれぞれの段階に応じて、柔軟にまちづくりのための組織を立ち上げることが重要である。
- ◇地権者のまとまりのある力は行政、議会をも動かす。
- ◇個々の意見の積み上げでは良いまちづくりはできない。プランナー（立案者）の思想・確固たるまちづくりの考え方の上に地元の意見を積み上げることで魅力あるまちとなる。
- ◇広域的な要請は言葉までとし、その実現に向けた具体的な計画は地元地権者の意向を基礎とすべきである。

具体的には…

広域レベルの計画では、「那覇と宜野湾を片側3車線の道路で結びたい」等の基本的な考え方までを定め、その目的達成のためにどのルートを通すのか等については地元で検討し定める。



港北ニュータウンをはじめ、今回の事例調査の内容は、「普天間飛行場跡地利用における協働型まちづくりのための基礎調査報告書」としてとりまとめることとなっています。まともりしだい、本情報誌等でご案内いたします。



ふるさと



地権者の声 ③

～（仮称）普天間公園について～

意見・質問

（仮称）普天間公園については、相当規模の大きなものとして計画しているようだが、どのような公園を考えているのか。地権者との調整がつくのであれば、当然素晴らしい公園ができることを期待するが、事業手法、主体等について不安がある。また、位置についても、そこに土地を所有する人だけで負担するようなことは避けなくてはならない。

回答

（仮称）普天間公園は、沖縄全県さらには県外の人も対象とした広域公園として、「大規模軍用地返還のシンボル」、「広域防災拠点」、「沖縄の交流文化の拠点」、「自然回復の回廊形成」、「本市の自然環境のシンボル」、「健康活動の場」といった様々な機能をイメージしている。広域性の高い大規模公園となると、市単独では財政的にも非常に厳しいものとなるため、ぜひ国につくっていただきたいという思いを早い段階から伝えていくことが必要だと思う。位置的には中原・神山あたりが緑、文化財が多く、都市マスタープランではこのあたりに公園が位置づけられているが、中原・神山地域の地権者のみに負担が生じるようでは、合意形成が図られないことは十分理解している。公園の具体的な位置、規模、整備手法、整備主体については、まだ何も決まっておらず、今後跡地利用計画等を策定する段階で地権者の皆さんと一緒に考えていきたい。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてご活用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
電話 098-893-4411（内線309） Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

跡地利用基本方針策定にかかる指針案（中間とりまとめ）

現在、市及び県では平成17年度中の策定を目指し、跡地利用基本方針策定作業を進めています。指針案が中間的にとりまとめられましたのでご紹介します。（この内容は、平成17年1月25日に行われた跡地利用基本方針検討委員会（第5回）資料の一部を抜粋したものです。）



I 跡地利用の基本姿勢

1) 広域的な期待と地権者の意向の両立に努める

- ①地権者の意向を反映し、従前の居住地への復帰等の早期実現に努めるとともに、新たな土地活用を促進する。
- ②広域的な期待に応え、沖縄県の振興をリードする広域的な施策を導入するとともに、跡地利用による都市構造改善等を通じて、宜野湾市の新しい都市像を実現する。
- ③広域的な取組の導入により、跡地における土地利用の可能性を拡大し、新たな土地活用を促進することを目標とする。

2) 跡地の特性を活かした優れた環境づくりを重視する

- ①跡地を拠点として沖縄らしい空間の再生に取り組み、県民の共有財産として次世代に引き継ぐ。
- ②優れた環境づくりにより、生産、生活の場としての魅力を高め、振興の拠点としての機能の導入や滞在・来住を促進する。
- ③「環境共生*1」や「ゼロエミッション*2」に率先して取り組み、持続的な発展の基礎を築くとともに、その成果を国内外に発信する。

*1) 環境への影響に配慮した都市活動を進めようとする考え方

*2) リサイクル（再利用）などにより、産業廃棄物などをゼロに近づける考え方

3) 持続的な取組による柔軟なまちづくりを目標とする

- ①跡地利用の実現性を高め、有効利用を促進するために、状況の変化に柔軟に対応できる段階的な計画づくり等にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。
- ②地権者との協働や市、県、国の連携により、計画づくりやその後のまちづくりに持続的に取り組むための組織・体制を整える。
- ③県民、市民の意向をまちづくりに反映させていくために、引き続き、情報の共有化や意見交換に取り組む。

II 跡地利用の具体的な方針

1. 土地利用や機能導入にかかる方針

1) 振興の拠点としての産業・機能の導入

- ①普天間飛行場の跡地を中心とし、周辺の大学等との連携による産業創造拠点形成を目標とし、緑につつまれた「産学住遊創」の空間づくりを推進する。
- ②今後、計画づくりやその後のまちづくりにおいて、産業創造拠点形成の具体化に向けた継続的な取組が必要であり、そのための組織・体制づくりや長期にわたって産業・機能導入の可能性を担保する方策の検討等に努める。

2) これからの時代にふさわしい住宅地づくり

- ①特色ある自然環境の保全・創出に努め、風土に根ざした沖縄らしい住宅地づくりを推進する。
- ②新しい住宅地の暮らしを支える公共・公益施設等を整備する。
- ③住宅地における暮らしの質を高め、持続させていくためのしくみとして、コミュニティづくりを推進する。

3) 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

- ①宜野湾市の中央に位置する地の利を活かして、市民生活の拠り所となる新しい都市拠点形成を目指し、行政機能や市民サービス機能等を導入する。
- ②今後、宜野湾市を中心として、導入機能の具体化や受け皿の確保等に取り組む、計画づくりに反映させる。

2. 都市基盤整備にかかる方針

1) 幹線道路の整備

- ①跡地においては、広域的な幹線道路として計画されている（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路、宜野湾市の幹線道路網の再編に必要な幹線道路を新設する。
- ②今後、道路整備にかかる関係機関の協働により、全体の計画づくりと歩調をあわせて、道路の計画の具体化を促進する。

2) （仮）普天間公園の整備

- ①跡地においては、（仮）普天間公園を整備し、広域的な要請に応えるとともに、跡地における優れた環境づくりを促進する。
- ②今後、全体の計画づくりと歩調をあわせて、地権者の意向、優れた環境づくり等に配慮して、公園の計画の具体化を促進する。

3) 公共交通システムの導入

- ①多くの県民や観光客等を集め、沖縄の振興の拠点としてのまちづくりや（仮）普天間公園等の利用を促進するために、広域的な公共交通システムの導入に向けた検討を進める。
- ②自動車利用による環境負荷を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合する効果を実現するための先進的な取組として、ローカルな公共交通システムの導入に向けた検討を進める。

4) 供給処理施設や情報通信基盤の整備

- ①跡地においては、跡地利用計画の具体化とあわせて、環境に配慮した供給処理施設を整備する。
- ②跡地においては、産業創造拠点の形成を支えるとともに、新しいワークスタイル*3やライフスタイル*4の実現に向けた情報通信基盤を整備する。

*3) 仕事の仕方、様式 *4) 生活様式

3. 環境づくりにかかる方針

1) 自然環境や文化財の保全

- ①跡地においては、自然環境や文化財等の現況調査にもとづき、保全の必要性等にかかる評価を行い、計画づくりに反映させる。
- ②今後、返還後速やかな跡地利用を実現するために、引き続き現況調査を促進するとともに、あわせて、現況調査に先行する計画づくりのしくみを検討する。

2) 魅力的な環境づくり

- ①跡地に特有の自然資源や文化資源を活用して、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、個性的で先進的な環境づくりに取り組む。
- ②これからのまちづくりの共通の課題として、「環境共生」や「ゼロエミッション」を促進するための取組の導入にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。

4. 周辺市街地整備との連携にかかる方針

1) 周辺市街地における幹線道路の整備

- ①跡地と結ぶ幹線道路は、いずれも跡地と周辺市街地にまたがって計画されており、跡地利用の一環として、周辺市街地における幹線道路整備に取り組む。
- ②今後、早期の跡地利用を実現するために、周辺市街地の幹線道路整備に向けた先行的な取組を促進する。

2) 周辺市街地の都市機能を活用した住宅地づくり

- ①跡地における住宅立地を促進するために、周辺市街地の生活関連サービス機能等を活用した住宅地づくりに取り組み、計画づくりに反映させる。
- ②今後、跡地と周辺市街地にまたがる生活圏の形成にかかる検討を進め、跡地と周辺市街地の一体整備に向けた計画づくりを促進する。

跡地利用基本方針については、平成17年度前半に素案としてのとりまとめを予定しています。また、まじりしい、本情報誌や地権者懇談会等により地権者の皆さんへお知らせし、ご意見をいただきたいと考えています。懇談会の開催予定等については、次号でお知らせする予定です。

1-4 各種団体懇談会

市内各種団体代表との直接的な対話・情報提供を通じて、宜野湾市の将来像や跡地の役割の周知や、跡地利用基本方針の位置づけ、意味合い等に関する基本的な理解を深めるとともに、跡地利用に対する市民側の視点から見た意見収集を行うため、各種団体懇談会を2回実施した。

懇談会の実施状況及び参加者からあげられた意見内容は以下の通りであり、「基地周辺市街地の整備に係る意見」や、「経済・産業振興に係る意見」等が数多くあげられた。

開催日	会場	参加者数	内容
11月4日（木）	農協会館 2F	11名	・宜野湾市都市マスタープランについて ・跡地利用基本方針策定に係る取り組みについて
3月1日（火）	農協会館 2F	9名	・普天間飛行場跡地利用基本方針策定状況について ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の取り組み状況について

【基地周辺地域の整備に係る意見】

○普天間基地の問題の前に現在の市街地整備を考えなければならない。幅 4m 未満の生活道路の整備は急務である。市道 11 号線も現在止まったままであり、目前にある問題を先に解決する必要がある。住環境整備事業も急務で、現在消防自動車も入れないところがたくさんある。北部振興策を見ていると、何故被害を受けている宜野湾に比べ、北部は勢いが止まらないくらい投資されているのかという思いもある。飛行場跡地計画という前にまず現実的な整備をやるべきではないか。

○嘉数地域の生活道路はパイプライン 1 本と市道が 1 本しかなく、90%くらいは私道となっている。普天間飛行場の跡地開発にあたっては、周辺地域の整備を先行的かつ強力に進めていただきたい。

○跡地利用に伴い幹線道路は整備されていくようだが、周辺の生活道路整備が遅れていることが街の発展を阻害してきた要因ではないか。長田、志真志地域でも道路の整備が相当遅れている。跡地利用によって、周辺の地域も良い方向に繋げていけるようにプラスαを考えていただきたい。

○大山ターブックワァー当たりを緑地ゾーンにしている。以前に大山ターブックワァー当たりを区画整理するということになり、測量も済んだが、それから事業が全く進んでいない。また、国道からバイパスまでの道路を作りたいと要望したが、その道路を作るためには区画整理と一緒にないと作れないという返事であった。まず道路を作りたいというのが大山区民の 10 年来の希望である。

【地域コミュニティに係る意見】

- 中部縦貫道路は、喜友名の部落内を通る可能性があり、喜友名地区が2分されてしまうのが心配である。道路の作り方によると思うが、環境に配慮した道路整備をして行けたら良いと思う。
- 跡地利用に伴い、住宅、住民が増えていくとコミュニティづくりの問題が出てくる。宜野湾市も都市化しつつあり、既に地域のコミュニティが以前より壊れつつある。その辺をどのように保ち、あるいは作り上げていくか、検討して頂きたい。まちづくりをする上で高齢者、障害者、子供たちが安心して暮らせるユニバーサルデザインを取り入れて地域づくりをして欲しい。

【自然環境に係る意見】

- 伊佐には湧泉が3ヶ所あって、水が非常に豊富であることがわかっている。跡地利用に伴い水資源の源流が変わったり、枯渇してしまうのが心配である。そのため跡地利用の計画がなされる前に水量を現場で測定し、計画後にどれだけ水量に変化が生じるか、区民が比較検討出来るような資料が欲しい。
- ガマや鍾乳洞等を破壊しないように跡地利用計画が進むことを希望する。
- 大山田いも畑、傾斜緑地の確保と水の確保をお願いしたい。
- 大山を中心とした水田地域の水源を心配している。例えば、もし跡地利用によって水源が枯れる事態が発生した時のために、一部地域での地下ダムを設置といったことも考えてほしい。また、市民や子供達が土に親しみを持てるように、野菜作りや花作りに参加していけるような生産緑地をつくってほしい。
- 若手の会の意見で、「自然や歴史・文化を大事にしたまちづくりについて」とあるが、その中で基地内の文化財の保全、貴重な水や緑、文化財の活用が挙げられている。伊佐には非常に貴重な湧水が3つ程あるが、基地周辺の湧水についても考える必要があると思う。

【経済・産業振興に係る意見】

- 普天間飛行場跡地利用については、若い人が働ける場所、産業が必要だと思う。若い人が働く場所がなければ、結婚も出来ないし家も建てられない、当然税金も払えない。宜野湾市は現在若年層の失業率が非常に高い。将来に向けて若い人が働ける場所、産業を是非作っていただきたいと思う。
- 基地は沖縄県の産業ともいえる経済のファクターを占めており、60億もの軍用地料が撤退していくわけである。これは沖縄電力の利益の3倍もの企業を持ってこないと普天間基地の産業構造を補えないこととなり、大きな経済的問題であると捉えている。跡地の開発については国の責任で全面的に税金を使うべきであり、その後、この60億円に匹敵するような施設、夢物語でない現実的なものを考えていかないと、経済に大きな負担としてのしかかってくるのではないと思う。奄美大島は現在、米軍関係が全て撤退し、その後観光で何とかし

ようとがんばっているが、実態は経済が後退し、日本の過疎地となってしまった。このようなことが同様に沖縄におこってくことを心配している。観光振興で現在沖縄に観光客は600万人来ていただいているが、沖縄の経済を観光のみで支えるのは残念ながら不可能である。以上から、普天間飛行場の跡地利用は国の責任で、また国際的な大きなプロジェクトでないとこの60億円に匹敵するものは出来ないと考えている。

【跡地の基盤整備に係る意見】

- 跡地の完全復帰、まちづくりの基盤整備は全面的に国の責任でやっていただきたい。
- 普天間飛行場は接收されたものであり、国の責任のもと100%基盤整備を行ってから地権者に返還する事を強く訴えるべきである。滑走路は分厚いコンクリートで出来ているらしいが、元の状態にしてから返還しないと、地権者の跡利用が出来ない。極力公共的な施設については、国の責任で、返還地の基盤整備については100%国の責任で整備することを強く訴えるべきだと思う。

【跡地で期待する施設・まちづくりの方向性に係る意見】

- 沖縄らしい街並にしてほしい。緑が多く昔ながらの趣がある、歩いて楽しいようなまちづくりをしてほしい。
- 宜野湾市は昭和39年頃に健康都市宣言をしたと思うが、健康都市らしい施設は皆無に等しい。健康都市にふさわしい施設、例えば健康増進センター等を整備することを考えてはどうか。他の市町村と比べて宜野湾市の子供たちの身長、体重、形態はどうか、宜野湾市民の疾病の特徴は何か、こういう保健面も配慮して宜野湾市民の健康を増進する施設を整備することは健康都市を宣言して40年、考えても良い課題である。
- モノレールは宜野湾市の入り口までにして、入り口付近に駐車場を沢山つくり、市内のタクシー、市内バス等を利用して市内を見てもらおうと良いのではないかな。
- 中部縦貫道路については、コンベンションセンターと世界遺産である中城城跡を結ぶラインも是非考えてほしい。残念ながら現状では、中城の世界遺産に足を運ぶ人は少なく、周辺地域の魅力を結びつけることで素晴らしいまちができていくのではないかなと思う。
- 地域の親たちからは、子供が遊べる場所が少ないといった意見がある。例えば、雨が降っていても使用できるような集合施設をつくってはどうかという要望もあり、考えてほしい。
- 宜野湾市は「健康都市」を宣言しており、この跡地利用に健康増進を関連付けて、健康施設をつくった方が良いと思う。
- これまでのまちづくりでは、住宅周辺に商業ビル等が建てられたために住みにくくなったという例もある。普天間飛行場の跡地利用の際には、目的ごとにメリハリのあるまちづくりをしてほしい。

【情報提供・意向把握の行い方等に係る意見】

- これだけ大きい面積であるため、1回や2回の懇談会では上手くいかないと思う。各種団体のメンバーも興味はあるが、ポイントがつかめないというのが現実ではないか。そこで、回数を増やすための予算獲得についても考える必要があると思う。
- 小中学校、高校の子供達の見解を集めて、まちづくりの参考にしたい。直接聞いたり、教育委員会を通したり方法は色々あるが、大人が考えつかないような素晴らしい意見が出てくると思う。また、各学校の関係者、校長会や教頭会を利用して意見を集めてはどうかと思う。
- 今日の各種団体懇談会については参加人員が少ない。特に自治会長は各自治体で市民に説明する場があるかもしれない。多くの方々に跡地利用の関係を十分理解してもらう意味でも、自治会長が全員集まれる日程の調整が大事である。

【その他の意見】

- 現時点の地権者の土地活用意向調査では、複数回答だとしても自分の住宅として使いたい人が51%、財産として残したい人が32%、合わせると83%の地権者は自分のものとして残して自分たちで使いたいと考えており、相当数の地権者が、自分の土地を守りたいということである。これも先祖代々土地を譲られてきた人々には当然のことと思う。国、県、市の公共的な土地利用、地権者の納得のいく対応など、地権者への努力は大事であると思う。
- 県民意向調査のアンケートの選択肢だが、どれも重要であって、選択できない。まちづくりの方向性を特化するのではなく、将来の宜野湾市の人口推計から、バランスを考え、市の産業、宅地面積、森や自然や農地を決めて行き、全部開発するのではなく将来変更の余地を残す事も大事だと思う。
- 平成19年度末に返還予定である瑞慶覧地区と普天間飛行場跡地利用との整合性をどのように図っていくかということも考える必要がある。
- 現在大山小学校は33学級あるが、田んぼを迂回して通学しないといけなことを解消しようとして校区を移動したりしたが、それによって他の校区も移動していく玉突き状態がおこった。また、今後の人口増加も見越して、学校の位置は先行的に考えてほしい。



1-5 広報折込チラシ

市民に対し、普天間飛行場跡地利用基本方針の策定状況や、地権者の取り組み状況等の情報を提供するため、以下の通り広報誌折込チラシを発行した。

発行時期	主な掲載事項
平成 16 年 6 月 広報チラシ-1	・まちづくり学習の展開に向けた取り組み（普天間中学校勉強会）について ・平成 16 年度の普天間飛行場跡地利用関連調査事業について ・跡地利用基本方針の構成について
平成 17 年 1 月 広報チラシ-2	・普天間飛行場地権者懇談会について ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の取り組み状況について ・各種団体懇談会について ・普天間飛行場跡地利用県民フォーラムについて
平成 17 年 2 月 広報チラシ-3	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」（普天間飛行場の跡地を考える若手の会）について ・普天間飛行場跡地利用に関する県民意向調査の結果概要について ・合意形成推進委員会、跡地利用基本方針検討委員会について
平成 17 年 3 月 広報チラシ-4	・跡地利用基本方針策定にかかる指針案（中間とりまとめ）について ・各種団体懇談会について

普天間飛行場跡地利用の円滑化に向けた取り組み状況

■ 基地政策部発 ■

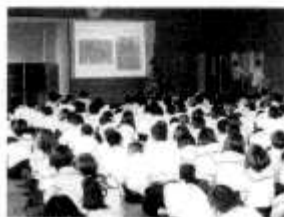
宜野湾市・普天間飛行場に関する「まちづくり学習」～普天間中学校～

【まちづくり学習の目的】

宜野湾市及び普天間飛行場跡地のまちづくりを成功させ、持続的に発展させていくためには、未来を担う小学生・中学生等の若い世代が、今からまちづくりに対する関心を持ち、考えていけるような環境を形成していくことが重要だと考えられます。

そのため、これまで基地政策部では、教育委員会や市内小中学校教員の方々と話し合いながら、普天間飛行場に関するまちづくり学習の実現に向けた準備を進めてきました。

この取り組みの第一歩として、今回は普天間中学校の1年生を対象として以下の「まちづくり学習」を実施しました。次年度からは、こうした取り組みを市内の多くの小中学校へ広げていきたいと考えています。



【まちづくり学習の内容】

日時：平成16年6月14日 午後3時～3時50分

場所：普天間中学校 武道場

内容：① 昭和の初めの頃の宜野湾を見てみよう

「昔・普天間まちなみ再現ビデオ」により、昭和初期の宜野湾市の様子を紹介しました。

② 普天間飛行場を空から見てみよう

生徒自らがコンピュータを操作して、上空からの宜野湾市の様子を眺めました。

③ 宜野湾市の自然環境を見てみよう

基地政策部宮城真也氏より、大画面を使い、宜野湾市の自然環境について説明を行いました。



平成16年度の普天間飛行場跡地利用に関する調査事業

普天間飛行場跡地利用に関わる調査事業として、今年度は主に以下の内容を実施（予定）しています。

事業名	事業主体	事業の概要
関係地権者等の意向醸成・活動推進調査	宜野湾市	普天間飛行場跡地利用に関わる地権者・市民等関係者の合意形成の円滑化を図るため、情報提供や意見集約、さらには若手人材育成等の取り組みを実施。
普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査	宜野湾市・沖縄県	普天間飛行場における具体的な跡地利用計画を策定するために、その基礎となる基本方針策定に向けた調査を実施予定。
自然環境調査	宜野湾市	宜野湾市の自然を適切に保護・維持していくための、湧水量・海城・動物など市内全域（飛行場除く）の環境調査を実施。
埋蔵文化財発掘調査支援検討調査事業	宜野湾市	現状保全が必要とされる重要遺跡の選別を行い、跡地利用計画に活かされる重要遺跡保存整備基本構想を策定するための調査を実施予定。
中南部都市圏産業・機能プロジェクト実現可能性調査	沖縄県	中核機能、産業機能の導入戦略及びそれらの導入に向けた基盤整備の方向を検討するための調査を実施予定。
中南部都市圏住宅関連調査	沖縄県	産業振興や観光振興等と関連した住環境づくりや亜熱帯等の地域特性を活かした住まいづくりのモデルを検討するための調査を実施予定。

普天間飛行場跡地利用基本方針について ～基本方針の構成～

去る3月23日(火)、第二回目となる普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会が開催され、基本方針の構成や取りまとめのイメージなどについて議論がなされました。その基本方針の構成概要を以下に示します。(以下の内容は、上記第2回検討委員会で使われた資料-1をもとにとりまとめたものであり、現在、第3回検討委員会に向けて継続的に検討しているところです。)

1 基本方針の位置づけと策定方針

- 跡地利用計画の策定にかかる既定の方針
- 基本方針の役割と性格
- 基本方針策定の手順と体制

跡地利用計画に係る既定の方針に基づき、基本方針の役割と性格を明らかにし、基本方針策定に向けた取り組みの手順と体制を示します。

2 跡地利用の目標

- 地権者の生活再建の実現
- 宜野湾市の将来像の実現
- 沖縄県及び中南部都市圏の将来像の実現

跡地利用の中心的な主体である地権者等の生活再建、宜野湾市における都市構造の歪みの是正とあわせた新しいまちづくり、沖縄県や中南部都市圏の将来像の実現等からみた期待に応えるという視点に立ち、跡地利用計画の基礎となる跡地利用の目標を明らかにします。

3 計画策定の前提条件

- 跡地の特性にかかる前提条件
- 社会経済動向にかかる前提条件
- 地権者意向にかかる前提条件

跡地の特性、跡地利用にかかる社会経済動向及び地権者意向をどのように反映させる必要があるのか、計画づくりの前提条件としてとりまとめます。

4 市民・県民意向の反映

跡地利用にかかる検討成果を情報発信すると共に、市民・県民それぞれの立場から意向を聴取して、その意向をどのように計画づくりに反映させるかをとりまとめます。

5 計画づくりの基本方針

- 長期的・総合的なまちづくりに対応できる計画づくり
- 新しい都市(空間)像の実現に向けた計画づくり
- 関係者の協働による計画づくり

跡地の市街化にかかる見通し等を踏まえつつ、計画づくりに際しての課題や課題の解決に必要な基本戦略を明らかにし、計画づくりの基本方針としてとりまとめます。

6 跡地利用の方針

- 産業・機能の導入にかかる方針
- 都市基盤整備にかかる方針
- 環境共生・創造にかかる方針
- 周辺市街地整備にかかる方針
- 県民・市民及び地権者等との協働にかかる方針

跡地利用計画の基本方向として確立すべきことをとりまとめるとともに、基本方針策定段階においては方針として確定できないことについても、跡地利用計画策定に必要な取り組みの指針を明らかにし、跡地利用計画の策定に向けた取り組みを促進します。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。
情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

【ホームページ】 <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

【情報提供窓口】 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 電話 098-893-4411 (内線 309)

Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp



普天間飛行場跡地利用の円滑化に向けた取り組み状況

■ 基地政策部発 ■

普天間飛行場跡地権者懇談会を実施しました。

去る 10 月 18 日から 28 日にかけて、市内の公民館 8 会場を使用し、普天間飛行場跡地権者懇談会を開催しました。

会では、市より宜野湾市都市マスタープランに示される基地跡地の役割や、跡地利用基本方針策定状況等の報告を行い、その後の意見交換の場では、以下のような声があげられました。



- 大規模なものとして計画されている（仮）普天間公園は、その必要性を十分に検討する必要がある。
- 跡地利用基本方針やその後の跡地利用計画、事業手法等を検討する際には、地権者の負担が大きくなりすぎないように配慮してもらいたい。
- 地権者のみでなく、県民意向調査等で地権者以外の意見を聞くのは非常によいことである。 等

普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動を継続的に実施しています。

普天間飛行場跡地利用への若い世代の参画や次世代の人材育成を目的に、平成 15 年度より本格的にスタートした普天間飛行場の跡地を考える若手の会は、以下のような活動を行っています。



平成 15 年度：まちづくりの基本的な流れや自然環境、文化財調査等を題材とした勉強会形式で活動を実施

平成 16 年度：普天間飛行場のまちづくりに係る研究と、それらを踏まえた若手地権者としての考えのとりまとめ

（会長：大川正彦 総勢 26 名）

市内各種団体等を対象とした懇談会を実施しました。

去る 11 月 4 日、宜野湾市農協会館 2F ホールにおいて、商工会、観光振興協会等の市内団体や自治会代表者を対象とした懇談会を開催しました。

会では、宜野湾市都市マスタープランや跡地利用基本方針策定に係る取り組みの報告等を行い、その後の意見交換の場では、以下のような声があげられました。



- 普天間飛行場跡地だけでなく周辺市街地の生活道路等、現在の生活環境改善のための基盤整備も強力に進めてもらいたい。
- 国際的なプロジェクトとして取り組み、宜野湾市、沖縄県の経済を支えられるまちづくりを期待する。
- 跡地利用に伴い住民が増えるとコミュニティの問題が出てくる。今のコミュニティをどのように保ち、新たなものをどう作り上げていくかを考える必要がある。
- 大山の田いも畑や伊佐の湧泉等、周辺の自然環境に配慮してまちづくりを進めて欲しい。 等

普天間飛行場跡地利用県民フォーラムについて

普天間飛行場の跡地利用の基本方針について県民とともに考える「県民フォーラム」が、去る11月1日、沖縄コンベンションセンターにおいて開かれました。県民、地権者、学生など約400名の方々にご参加いただきました。

【基調講演】

琉球大学工学部教授の福島先生による基調講演をいただきました。
講演の中では、普天間飛行場跡地が目指す将来像として、

- 普天間飛行場跡地が目指す目標は、「普通の街」をつくること。普通の街とは「安心安全で快適に過ごせ、元気で活気のある街」「質の高い街」。
- 歴史、文化、コミュニティ等、沖縄に残る良さを活かしながら、高い志のある街としていくことが大切であり、これまでの個別対応の視点や被害者意識を取り除いていくことが重要。

といった内容を話されました。



【パネルディスカッション】

基調講演に引き続き、福島先生をコーディネーターに「普天間飛行場跡地の将来を考える」をテーマとしてパネルディスカッションが行われました。パネラーの方々は以下の通りです。

- ・稲垣 純一氏（国際電子ビジネス専門学校校長）
- ・岩佐 吉郎氏（名城大学大学院教授）
- ・花城 清善氏（宜野湾市軍用地等地主会会長）
- ・備瀬 ヒロ子氏（都市科学政策研究所代表取締役）
- ・真野 博司氏（株）産業立地研究所代表取締役社長）



パネルディスカッションでは、今後の普天間飛行場の跡地利用を進めていくための取り組みにおいて、次のような視点の重要性が示されました。

- 普天間飛行場の跡地利用は、沖縄県の将来にとって極めて重要な役割を果たす可能性を持っており、100年の計を立てて、大切に利用していくことが必要である。
- 本来の普天間が持つ自然や歴史に着目し、優れた環境作りに取り組むことにより、跡地利用の可能性が大きく広がってゆき、沖縄県の振興につながっていくということを、多くの人々が共有することが必要である。
- 地権者の皆さんの意向と県民の皆さんの期待を調和させていくことが大きな課題であり、県民、市民そして地権者が情報を共有し、意見を言える環境作りが重要となってくる。

基調講演、パネルディスカッションの詳細やフロア（参加者）との意見交換の内容は、ホームページで見ることができます。——→ <http://www.futenmaatochi.jp/>

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。
情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

【ホームページ】 <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

【情報提供窓口】 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 電話 098-893-4411（内線 309）

Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp



普天間飛行場返還後の跡地利用に向けた取り組み

■ 基地政策部発 平成 16 年度第 3 号 ■

「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え(普天間飛行場の跡地を考える若手の会)」が中間的にとりまとめられました。

普天間飛行場の跡地を考える若手の会では、今年度の議論の成果を「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」として中間的にとりまとめました。(とりまとめの内容は、宜野湾市役所 3F 基地政策部情報提供窓口で見ることができます。)

とりまとめは、以下の 7 つの項目に分かれており、今後は個々のテーマごとにより深く検討していくことを予定しています。

1. 地権者の納得によるまちづくりについて
2. 地権者や家族等の居住の場としてのまちづくりについて
3. 多くの情報・人・物が集まるにぎやかなまちづくりについて
4. 自然や歴史・文化を大事にしたまちづくりについて
5. 街の将来を支える道路・公園等を考えたまちづくりについて
6. 基地周辺地域も一緒になったまちづくりについて
7. 将来的な問題・課題を見据えたまちづくりについて



* 普天間飛行場の跡地を考える若手の会

普天間飛行場跡地のまちづくりを成功させるためには、若い世代が主体的に考え、行動していくことが重要であるといった考えのもとに発足した、地権者及びその子息からなる会です。平成 14 年度の発足当時は「若手地権者懇談会」として活動していましたが、平成 16 年度より「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」と改名し、月 1 回第 2 火曜日の午後 7 時 30 分から 2 時間程度を基本に、跡地利用に係わる議論・研究を行っています。

(会長：大川正彦 副会長：天久真一、吳屋力 総勢 26 名)



普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。
情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

【ホームページ】<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

【情報提供窓口】宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 電話 098-893-4411 (内線 309)

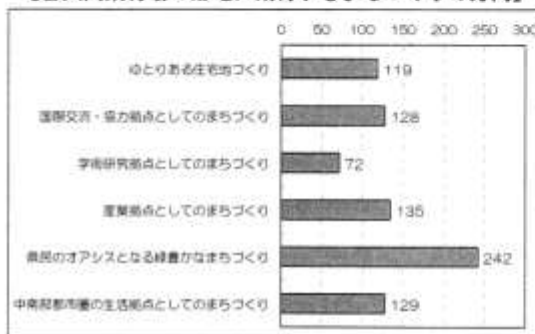
Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp



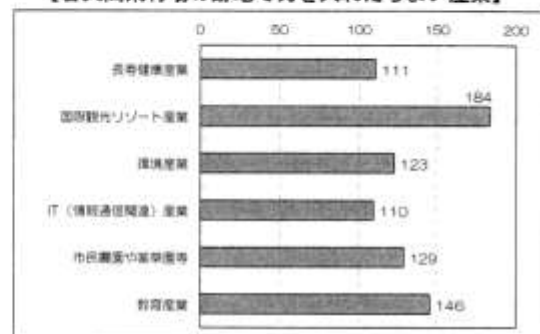
普天間飛行場跡地利用県民意向調査結果について

平成 16 年 10 月 15 日から 11 月 15 日にかけて実施した「普天間飛行場の跡地利用に関する県民意向調査」では、501 件の回答をいただきました。回答の集計結果がまとまりましたのでその一部をお知らせいたします。本調査であげられたご意見は、今後の「普天間飛行場跡地利用基本方針」づくりに反映していきます。

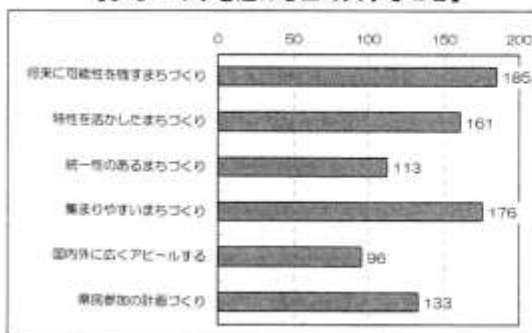
【普天間飛行場の跡地に期待するまちづくりの方向】



【普天間飛行場の跡地で力を入れたらよい産業】



【まちづくりを進める上で大事なこと】



【今後の計画づくりへの参加】



（全て複数回答形式）

県民意向調査の結果の詳細は、ホームページでも見るができます。

ホームページアドレス ⇒ <http://www.futenmaatochi.jp/>

跡地利用基本方針第 5 回検討委員会を開催しました。

去る 1 月 25 日（火）、普天間飛行場跡地利用基本方針第 5 回検討委員会（委員長：福島駿介琉球大学教授）を JA 沖縄宜野湾支店会館「ジュビランス」で開催しました。

委員会では、跡地利用基本方針関連調査として、産業機能導入調査、住宅関連調査、関係地権者等の意向醸成・活動推進調査、自然環境・埋蔵文化財調査の中間報告が行われ、その後、跡地利用の基本方向、跡地利用の具体的な方針、今後の取組方針についての議論が展開されました。



普天間飛行場返還後の跡地利用に向けた取り組み

■ 基地政策部発 平成 16 年度第 4 号 ■

平成 16 年度第 2 回各種団体懇談会を開催しました。

去る 3 月 1 日、宜野湾市農協会館 2F ホールにおいて、商工会、婦人連合会等の市内団体や自治会代表者を対象とした各種団体懇談会を開催しました。

会では、普天間飛行場跡地利用基本方針策定状況の報告等を行い、その後の意見交換の場では、跡地利用に対する思いとして以下のような声があげられました。



- これまでのまちづくりでは、住宅周辺に商業ビル等が建ったため住みにくくなったという例もある。跡地利用の際には、目的ごとにメリハリのあるまちづくりをしてほしい。
- 中部縦貫道路は、コンベンションセンターと世界遺産である中城城跡を結ぶラインも是非考えてほしい。残念ながら現状では、中城の世界遺産に足を運ぶ人は少なく、周辺地域の魅力を結びつけることで素晴らしいまちができてゆくのではないかなと思う。
- 平成 19 年度末返還予定である瑞慶覧地区のまちづくりとの整合性を図る必要がある。
- 沖縄らしい街並にしてほしい。緑が多く昔ながらの趣がある、歩いて楽しいようなまちづくりをしてほしい。
- 宜野湾市は「健康都市」を宣言しているので、跡地利用に健康増進を関連付けて、健康施設をつくと良い。
- 小中学校、高校の子供達の意見を集めて、まちづくりの参考にしてほしい。大人が考えつかないような素晴らしい意見が出てくると思う。

跡地利用基本方針策定にかかる指針案(中間といまとめ)について

現在、市及び県では平成 17 年度中の策定を目指し、跡地利用基本方針策定作業を進めていますが、指針案が中間的にとりまとめられましたので、裏面にてその一部をご紹介します。(この内容は、平成 17 年 1 月 25 日に行われた跡地利用基本方針検討委員会(第 5 回)資料の一部を抜粋したものです。)

跡地利用基本方針については、平成 17 年度前半に素案としてのとりまとめを予定しています。まとまりしだい、市民の皆さんへお知らせし、ご意見をいただきたいと思います。素案作成のスケジュール等については、次号でお知らせする予定です。

【基本方針策定までの流れ(予定)】



普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

【ホームページ】<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

【情報提供窓口】宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 電話 098-893-4411 (内線 309)

Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp



跡地利用基本方針策定にかかる指針案(中間とりまとめ)

跡地利用の基本姿勢

1) 広域的な期待と地権者の意向の両立に努める

- ①地権者の意向を反映し、従前の居住地への復帰等の早期実現に努めるとともに、新たな土地活用を促進する。
- ②広域的な期待に応え、沖縄県の振興をリードする広域的な施策を導入するとともに、跡地利用による都市構造改善等を通じて、宜野湾市の新しい都市像を実現する。
- ③広域的な取組の導入により、跡地における土地利用の可能性を拡大し、新たな土地活用を促進することを目標とする。

2) 跡地の特性を活かした優れた環境づくりを重視する

- ①跡地を拠点として沖縄らしい空間の再生に取り組み、県民の共有財産として次世代に引き継ぐ。
- ②優れた環境づくりにより、生産、生活の場としての魅力を高め、振興の拠点としての機能の導入や滞在・来足を促進する。
- ③「環境共生*1」や「ゼロエミッション*2」に率先して取り組み、持続的な発展の基礎を築くとともに、その成果を国内外に発信する。

*1) 環境への影響に配慮した都市活動を進めようとする考え方

*2) リサイクル(再利用)などにより、産業廃棄物などをゼロに近づける考え方

3) 持続的な取組による柔軟なまちづくりを目標とする

- ①跡地利用の実現性を高め、有効利用を促進するために、状況の変化に柔軟に対応できる段階的な計画づくり等にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。
- ②地権者との協働や市、県、国の連携により、計画づくりやその後のまちづくりに持続的に取り組むための組織・体制を整える。
- ③県民、市民の意向をまちづくりに反映させていくために、引き続き、情報の共有化や意見交換に取り組む。

中間とりまとめでは、「跡地利用の基本姿勢」の他、「跡地利用の具体的な方針」として、以下の項目についてのとりまとめが行われています。

1. 土地利用や機能導入にかかる方針

- 1) 振興の拠点としての産業・機能の導入
- 2) これからの時代にふさわしい住宅地づくり
- 3) 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

2. 都市基盤整備にかかる方針

- 1) 幹線道路の整備
- 2) (仮)普天間公園の整備
- 3) 公共交通システムの導入
- 4) 供給処理施設や情報通信基盤の整備

3. 環境づくりにかかる方針

- 1) 自然環境や文化財の保全
- 2) 魅力的な環境づくり

4. 周辺市街地整備との連携にかかる方針

- 1) 周辺市街地における幹線道路の整備
- 2) 周辺市街地の都市機能を活用した住宅地づくり

1-6 ホームページ

昨年度作成した基地跡地対策課ホームページをベースとして、情報内容の更新を行い、市民等に対して各種調査事業等の情報提供を行った。掲載した情報内容は以下の通りである。

【ホームページの構成】

■宜野湾市の基地

- ・基地面積等の概要

○写真で見る基地の歴史

- ・1944 年 米軍上陸前の宜野湾村の様子
- ・1945 年 普天間飛行場建設当時の様子
- ・1956 年 キャンプ瑞慶覧建設に伴う接收後の伊佐浜の様子
- ・1960 年 キャンプマーシーの様子
- ・1981 年 海軍普天間通信隊の様子
- ・2000 年 市庁舎の様子

■基地の跡地利用に向けて

- ・普天間飛行場に係る取り組みの経緯
- ・キャンプ瑞慶覧一部返還予定地区に関する経緯

◆普天間飛行場

- ・地区構成、経緯年表等の普天間飛行場の概要

○関係地権者等の意向醸成・活動推進調査

- ・業務の内容を紹介（平成 13 年度～16 年度）

○地権者オンライン

- ・懇談会であげられた地権者からの意見内容や情報誌「ふるさと」のバックナンバーを掲載

○自然環境調査

- ・調査概要と結果中間報告を紹介

○文化財調査

- ・調査概要と結果中間報告を紹介

○跡地利用基本方針策定調査

- ・調査概要等を紹介

◆キャンプ瑞慶覧

- ・業務の内容（平成 14 年度～16 年度）及び跡地利用計画の内容を紹介

◆情報提供窓口

- ・ 情報提供窓口及び閲覧資料の紹介

■各機関へのリンク

- ・ 内閣府沖縄担当部局
- ・ 内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課
- ・ 沖縄県企画開発部振興開発室基地跡利用班
- ・ 宜野湾市基地政策部基地渉外課

■ご意見・ご感想

- ・ 各種調査等の連絡先、窓口を紹介

基地跡地対策課トップページ

1/5 ページ

宜野湾市 GINOWAN CITY | トップページ | ご意見・ご要望 | 各課のページ |

基地政策部 基地跡地対策課 (基地跡地対策課 トップページ)

あなたは 8232 人目の来客者です

基地政策部 基地跡地対策課

トップページ

- 宜野湾市の基地
 - 写真で見る基地の歴史
- 基地の跡地利用に向けて
 - 普天間飛行場
 - 関係地権者等の意向形成・活動推進調査 [here](#)
 - 地権者オンライン
 - 自然環境調査
 - 文化財調査
 - 跡地利用基本方針
 - キャンプ環境整備 [here](#)
- 情報提供窓口
 - 宜野湾市都市マスタープラン(宜野湾市都市計画課)
- 各機関へのリンク
- ご意見・ご感想

お知らせ

普天間飛行場の跡地利用を夢のあるまちづくりとするために

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/home.nsf/42fed222e9b38157492568fd002b273a/0323942bdea0604c492569a800323c32?OpenD...> 2005/02/02

1-7 普天間飛行場の跡地を考える若手の会

(1) 活動経緯

跡地のまちづくりを円滑かつ速やかに推進していくためには、次世代を担う人材や推進母体の育成が非常に重要となり、本若手組織の機能強化・組織化が必要となる。昨年度後半からは、普天間飛行場のまちづくりの流れ、自然環境調査、文化財調査等を題材とした勉強会を中心に「若手地権者懇談会」として取り組んできたが、今年度は地権者の意見を集約し、跡地利用への思いとしてとりまとめるとともに、本組織の位置づけの明確化を目標とし、会の名称も「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」として、以下のような流れで取り組みを展開した。(毎月第2火曜日の定例開催を基本に活動した。)

【今年度初期に定めた若手の会の概要】

会の名称	普天間飛行場の跡地を考える若手の会
会の目的	普天間飛行場の跡地に係る研究とそれらを踏まえた自らの考えのとりまとめ
会長	大川正彦（野嵩）
副会長	天久眞一（大謝名）、呉屋力（喜友名）
平均年齢	41 歳
会の位置づけ	・本会については、今年度末までに活動体制を整え、地権者検討組織の一つとして地主会評議員会に認知してもらうことを目指す。 ・具体的には、跡地利用促進委員会の要請や議題の内容に応じて同会に出席し、若手の会での検討結果等を発表する。最終的にはその内容を評議員会で議論してもらい、地主会の意向として跡地利用基本方針等の方針づくりへの反映を図る。
活動メンバー	・普天間飛行場に係る 13 字からの代表 26 名により構成。 ・常時多くの出席者を確保でき、積極的な議論ができる体制（各回 15 名以上程度の参加人数）を整えるため、地主会において適宜補充人員の選定を行う。 ・人員補充等を行いながら会のより一層の活性化を図った上で、今年度 1 年間の活動状況を踏まえ、次年度以降、さらなる組織強化を図っていく。
活動内容	・目的を達成するため、今年度は以下の流れで活動を実施する。 ①自分たちが検討する基地の大きさを肌で感じ、基地内の文化財等の状況を目で見て知る。 ②他の地区から跡地のまちづくりにおける問題・課題やまちづくり上の成功例等を学ぶ。 ③基地内に入り感じたことや他地区の事例等を踏まえ、跡地利用に係る研究・検討を行い、検討成果を提言書等としてまとめる。

【今年度の活動の流れ】

回数	月 日	活動内容
第 1 回	4 月 13 日	・若手の会組織形態（メンバー、代表者、検討内容等）の検討
第 2 回	5 月 11 日	・若手の会組織形態（メンバー、代表者、検討内容等）の検討
第 3 回	6 月 8 日	・基地内文化財巡り実施にあたっての事前準備（基地内の文化財、自然環境分布状況等の再確認、図上ルート確認、立ち入りメンバー確定等）
第 4 回	7 月 22 日	・基地内文化財巡り及びとりまとめ
第 5 回	8 月 10 日	・大規模跡地のまちづくりとして那覇新都心地区の事例研究
第 6 回	9 月 11 日	・那覇新都心地区の視察会及びとりまとめ
第 7 回	10 月 12 日	・宜野湾市都市マスタープランの勉強会 ・普天間飛行場跡地利用に向けた検討視点についての議論
第 8 回	11 月 9 日	・これまでの意見内容の確認と今後の検討視点についての議論 ・今年度検討成果のとりまとめ項目についての議論
	11 月 25 日	・若手の会役員会
第 9 回	11 月 30 日	・今年度の検討成果たたき台についての議論
	12 月 9 日	・たたき台を題材とした地主会役員等との意見交換会
	1 月 7 日	・若手の会役員会
第 10 回	1 月 11 日	・検討成果の最終とりまとめに向けた議論
	2 月 4 日	・若手の会役員会
第 11 回	2 月 8 日	・検討成果の最終とりまとめに向けた議論
第 12 回	3 月 8 日	・検討成果の最終確認と次年度の体制等について

（２）活動成果のとりまとめ

今年度は、前述の通り活動を展開したが、活動の成果を形として明確に残し、今後、その成果をもとにより多くの地権者・市民等の意見を取り入れ、若手の会として継続的に議論・研究を進めるため、「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」としてのとりまとめを行った。とりまとめの内容は P49～61 の通りである。

なお、今年度の最終成果として「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」をとりまとめる過程では、「基地内文化財巡り」、「那覇新都心地区視察会」についてのとりまとめをその都度行うなど、段階を踏んで議論を行った。「基地内文化財巡り」、「那覇新都心地区視察会」に係るとりまとめの内容は、P43～47 の通りである。

地区外とのつながりを考慮したまちづくりが必要である。こんなまちづくりを行うと良いのではないか。

沖国大からみると、大部分は平地であるが、所々くぼ地があり、付近の生活排水や雨水が流入しそう。汚水はどこへ行くのだろうか。

急な坂道があり、排水が流入。

赤道あたりでは汚水（生活排水？）が気になった。

市内を横断又は縦断するメイン道路を指定。

松並街道の再生を図りたい。

滑走路の中心に官公庁を集中させ、市の中心地としたい。

食と水は宝である。市民農園を作りたい。

貴重な水や緑を公園等として整備すると良いのではないか。

宜野湾インガー湧泉は、水が豊富であればせせらぎ公園（伊佐2丁目在）のようにするとよいのではないか。

宜野湾クシヌウタキ拝所は緑が豊富で、遊具等を設置した公園として残したほうがよい。

沖国大から全体を展望するといろいろな都市開発が考えられるが、一方で広大な自然も残っており、自然を再成する事の困難さを考えた場合、緑地や自然公園等に何%か（10%～20%）そのまま利用するという方法もあるのではないかという案が浮かんだ。

各ウタキ拝所を中心とした緑地（公園）整備を行い、文化財の保存につなげた利用法が必要と思われる。

基地の広大さとその重要度を実感した。

沖国大屋上から見た普天間基地は広大でどんな形でも図面が描けるなど思った。

より広さを感じるために、滑走路を歩いてみたい。

広さを実感し、市の3割が市民に戻るといふことの重大さを改めて感じた。

基地内の既存施設で使えそうなものは、そのまま利用できないか。

そのまま芝生広場として使えそうな緑地がある。

飛行場の中央部平坦な部分については、その状態で有効活用できるのであれば、費用面等を考慮しても効果的ではないか。

そのまま使えそうな施設もあるようだった。

文化財の保全、整備を図る必要がある。

宜野湾メヌカーの産泉は元の状態に戻して貴重な文化遺産として保存する。

テラガマはぜひ保全してほしい。

文化財として標記されていたのは「インガー湧泉」と「メヌカー湧泉」だけだった。わかりやすいように標識（英語でも）を設置したらどうか。

宜野湾メヌカー湧泉、メヌカー及び下手の「カーグムヤーガマ」は復元して一つに残すべきだ。

屋敷跡（赤道）は、石柱等が木の根で不安定な状況になっている。倒れているものもある。屋敷跡はほぼまとまっているので、力をいれて整備したほうが良い。

赤道の古屋敷跡は5、60年タイムスリップしたようで、まだ時間が止まった場所も残っているなど感心した。

宜野湾メヌカー湧泉は土砂で埋まっている箇所が大部分である。予算補助等で早急に整備したほうが良いのでは。

先人が残して使用した遺跡は開発にあたって絶対保存すべきである。

メヌカーは、期待してたほどの湧泉ではなかった。文化財としての保全は郷友会等に委ねたい。

インガー湧泉は石垣が崩れている箇所がある。床面には土が流れてきており、足場が悪く、整備を要す。

文化財の修復、保全は使命だと思った。

地形等を考慮したまちづくりが必要である。

今回大山入り口から入れなかったが、模型をみても分かる通り、国道58号線との高低差がかなりあるので、自然形態をうまく活用した開発が望ましいと思う。

宜野湾市内の高低差を感じた。

広大で平坦。海も見え最高の景観を活かすべきだ。

中高木が散在し、景観が良い。

洞穴等の地下資源や文化財をまちづくりの中で活用できないか。

新城古集落は、元の状態を想定して復元再生し、観光等に活用してはどうか。

洞穴は、保存すべきものと、夏は涼しく、冬は暖かいという条件を活用して、観光ルートや古酒の保存場所等に利用するものと区分すると良いのでは。

神山テラガマ洞穴鍾乳洞の保存については、開発整備に大きな支障があると思われるが、この貴重な鍾乳洞を指定保存を含めた活用法を考えるべきだ。

飛行場地下の水源がうまく開発とリンクできないかと感じた。

地下の条件を考慮したまちづくりが必要である。

神山テラガマ洞穴の中は広範囲に渡っていそう。地盤が弱く将来の開発時に、建物の規模が制限を受けるのではと思われる。

まちの中核となる施設（公共施設・商業施設等）について

魅力ある中核施設の導入を検討する必要がある。

公共施設（国、県等）を多く設置しているのは良い。（大型スーパー、博物館、合同庁舎など）

大型スーパー、映画館等集客力の大きな施設を誘致している点は参考になると思う。

店舗の数が豊富で便利。

サンエー（大型複合型ショッピングセンター等）はすばらしい。

どうしても比較してしまうが、北谷の美浜に比べ、新都心は観光スポットが少なく、行って楽しい雰囲気が少ない気がする。

学校施設立地のあり方を考える必要がある。

学校関係（大学を除く）は排除したらどうか。

学校敷地が四ヶ所もある。開発の障害とならないのか。もっと公共性の高い施設を立地させる方が良いのではないか。

那覇市の行政施設や小中学校の建設が早めに行えば、一般住宅部分の入居者も増えるのではないかな。

商業施設の駐車場計画についても考慮する必要がある。

駐車場が無料で、かつ広くて良いと思う。（天久りょうばう楽市等）

りょうばうやサンエー等の周辺では、違法駐車による渋滞が問題である。

公園等の整備にあたっては地域交流、防災面を考慮した配置計画が必要である。

イベントなどができる場所があると良いのではないかな。

北谷の場合には駐車場、新都心では総合公園といったように、まちの中心に大型広場のような場所を設けたい。防災面での避難場所にも利用できる。

交通体系について

公共交通の拠点づくりが必要である。

市役所予定地がモノレール駅から近くてよい。

モノレールが開通したことで商業・業務用地を中心に、街並みがそろってきた。

分かりやすい道路名称の設定が必要である。

通り名が硬いと思う（中環状線、西通線等）。普天間ではやわらかい名にした方が良いと思う。

将来交通量に対応した幅員・ネットワーク確保が必要である。

西通り線は、片側一車線の道路であり、交通量に比べて狭いと思う。

西通り線の幅員がもう少し広くても良かったのでは。南北線から西通り線への右折が厳しい。

分離帯が続いていて、Uターンができない等、交通の不便さを感じる。

メイン道路の指定。渋滞しないよう片側三車線程度の道路をクモの巣状、又は網目状に通すと良いのでは。

道路だけではなく、地下道やモノレール等の地区内の連絡交通体系が必要だと思う。

良好な住環境形成に向けた建築物誘導が必要である。

アパート、日照権の問題。

アパート、マンションの乱立、パチンコ店が多い。

環境整備の遅れから、犯罪が多く、夜道が怖い。

後から高層マンションがどんどん建ち、最初に建った家やマンションには日も当たらなくなっている。

美しい街並み景観や良好な住環境のあり方について

統一感のある魅力的な住宅地形成が必要である。

天久クレセント等の住宅地は良いと思う。

住宅エリアの写真を見て「きれいな住宅街」というイメージが持てた。

住宅地にテーマを持たせるのは良いと思う。

立体感のある緑の創出方法について考える必要がある。

新都心は意外と目に見える緑が少ない気がする。

美しい街並み形成に向けては、地区協定等の規制誘導策が必要である。

普天間も石垣や石畳を設ける等、街のカラーを出す為に条例、又はまちづくりの補助金等で進めてみてはどうか。

ゾーンごとに地区協定を定めた方が良いのでは。ブロック塀は50センチ程度、屋根は赤瓦、高さ制限を設けるなど。

ゾーンごとの役割を明確にする。建築協定、地区協定を決めるべきではないか。

商業施設の広告や看板等（青山、はるやま等）が景観上、好ましくない。

電線類の地中化等による美しい景観づくりを考える必要がある。

ライフライン埋設のメリット・デメリットは何か。新都心では中環状線のみであるが、全て埋設しなかったのはなぜか。

電線類の埋設地中化で見晴らしの良いまちづくりをしたい。

普天間では、電線の地中化を全域的に取り入れたい。

土地利用の内容、方法について

土地利用配分についての検討が必要である。

住宅用地（約4割？）は大きすぎると思う。

公共施設との関連で、居住地区の線引きをどの程度にするのか。

まちの魅力づくりの為に土地の共同利用や申し出換地といった手法を検討する必要がある。

天久りょうばう等の土地の共同利用は良いと思う。

新都心の申し出換地の実施期間はどのくらいか。

地区周辺部との関係について

地区周辺部との連携を考慮したまちづくりが必要である。

計画には入っているようだが、新都心牧志線の開通が待ち遠しい。

都心内部の道路は計画的に配されていると思うが、そこから他地域へ抜けるための道路等への接続が不十分に感じる。

地区以外の周辺のまちづくりの考えも固めていく必要がある。（緑的な部分）

地権者の合意形成について

土地利用においては、公共性への理解を深める必要がある。

土地に対する強いこだわりのある人が多いと土地利用が実現できないのではないかな。

元々の土地を希望する人はどうするのか。

今ある自然や水資源が活用できるよう、公園等の公共用地への理解と合意が必要。

理想的なまちづくりと地主の負担の関係について理解を深める必要がある。

減歩率、先行取得の問題。

地主にとっての関心は減歩率がどれくらいになるかという点にあると思う。

合意形成の仕組みと若手の会の役割の明確化を図る必要がある。

計画段階では2700人もの地権者の意見を取りまとめるのが大変である。

用途地域をどう決めるかが合意形成のポイントになると思う。

地権者の希望は何%位実現されたのか。

若手の会こそが、まちづくりの感覚を持って議論し、地権者のイニシアチブをとれるようにしたい。

普天間飛行場跡地を新都心や北谷と異なるものにし、魅力あるものにするためには、基礎となる大骨をどう決定し、どう枝葉を広げて発展させていくかがこれからの問題であり、この会の原点にもなるとされる。

新都心開発の際、公のコンペ等は行われたのか。ニューヨークの同時多発テロの再開発では、国際的コンペが行われその結果により決定したようである。

那覇新都心のまちで魅力に感じる事

那覇新都心のまちで問題だと感じる事

普天間飛行場跡地のまちづくりで考える必要があること等

中心部への大規模防災公園の配置や公園までの動線は参考となる。

街の中心に大規模な防災公園（飲料水、散水用水、食料備蓄、ヘリパット、高架歩道橋、避難場所等及び商業地域に枝を延ばしている）があり、安全な街づくりを実感した。防災と防犯は相反するので管理の面をきちんとできれば安全な街づくりができる。

防災の拠点（公園緑地）への導線が優れている。

新都心の中央に総合公園を配して災害時や緊急時の非難場所及び憩いの場としての活用を図っていて大変すばらしいと思った。

公園は中心部をもっと広くした方が良くと思った。使い勝手が悪そう。

都市計画としてはよく考えられたと思った。中央の公園と泊地区の避難道など。

防災機能を持たせた大規模公園を中心に配置し、そこに通ずる緑地公園の整備は良いと思った。特に幅員のある道路にかなり大規模な高架橋があることに感心した。

元来あった樹木を移動して再植樹（再利用）したことはとても良いと思う。安岡中近くの公園ではガジュマルを残すために道路線形を振ったとの事も良いと思う。

開発により原風景が失われるため、現況を保全した公園配置は良い。残されていた樹木を移しているのも良い。周辺市街地を含めた防災公園としての機能は周囲を含めて一体で「まち」としてのイメージが良い。しかし、手入れをしないと駄目である。

合意形成の円滑化に向けた仕組みづくりが重要である。

合意形成に時間を要するため、組織や仕組みについて十分な対応が重要となる。土地利用、土地活用（個人・共同利用）、生活再建等、それぞれの合意形成の為の仕組が重要。

保留地の配置等魅力のあるまちをつくるためには、地権者への充実した情報提供や協議の場を設けることが大切。

跡地内外を結ぶ道路はスムーズにいったんとの話があったが、地区外の人との合意形成が本当に円滑に図られたのかが疑問。

地権者合意形成を早めに関与する必要がある。

コスト面の問題はありそうだが、普天間では何とか電線類の地中化を推進したい。

電線類地中化はコストがかかる（1世帯で百万円）との説明であったが、天久クレスセント等を実際に見て回るとやはり地中化を推進した方が良いという思いを強くした。

天久クレスセントは住宅エリアとして石畳、石垣、垣根の高さ等、魅力があった。しかし、メインの通りに電柱等が立っており、魅力が半減した。

電線地中化の難しさを感じた。

電線地中化はコストがかかり過ぎるとのコメントであったが、工事の工夫や、官庁の横の連携を密にする等、いろいろ手を打てば可能性はあるのでは。

地権者意向や周辺地域の状況を踏まえた公共施設等の位置・内容の検討が必要である。

墓地が一ヶ所に集められて良いと思った。消防庁舎の場所が…

スーパーなどショッピングをする場所のほかにボウリング場や室内でスポーツができる体育館などがあってもらいたいと思う。

新都心は計画的にも、現在の活発な商業施設等の誘致にも成功しているように思うが、普天間の跡地を新都心と同じようにした場合、二番煎じの感がして新味に欠ける気がするので、良いものは参考にして普天間独自のものを作った方が良いとの気がした。

低層住宅地、集合住宅地、商業業務地等、土地利用ごとに純化が図られるとよい

一般居住地のモデル地区について、中途半端な感じがした。建物にも沖縄らしさの配慮がほしい。

濃い黄色と薄い黄色の特色が出ていないと感じた。これだけ広い敷地があるのに目を見張るのがクレスセントだけというのはもったいない。

商業系、業務系のいわゆるコアゾーンに、住居系（マンション等）が混在する等、一貫性が図られていない感があつた。戸建住居系ゾーンに高層マンションや集合住宅が混在しており、あまり良い感じがしなかった。（日照権等）

人口動態や住宅需要を考慮した土地利用が必要である。

新都心は今でも計画人口に達するまで約1万人必要だが、人口減少のなか、どのように計画人口を設定していくのか。用途を一低層に定めても、土地活用を目的とした中で、アパート・マンションが乱立している。（容積、建ぺい率の設定）

既成市街地の賃貸住宅の空き具合等を考えた時、地区内の住宅需要、人口動態等があまり検討されていなかったようなので割と身勝手な地域開発であったものと思う。

減歩率等も重要だが、駐車場等の必要な施設は最初から確保しておく必要がある。

駅前には有料駐車場が無いのも便益性が低い。

全体的に狭いような気がする。現在、空地进行に利用している所を見かけるが、将来は駐車場が不足し、さらに渋滞するのではないかと。減歩率も重要だが、必要な施設はとらないと、後からでは困難となる。

他地区の関係者等の話を聞くのは非常に有意義である。

天久地区の地権者の声も聞いてみたい。

机上の勉強だけではなく、関係者の生の声を聞くことで個々の地権者もイメージが湧いてくるのではと感じた。

天久クレスセントのような魅力的な住宅地は規模が大きいとよい。

天久クレスセントは以外に小さく、もっと広くしたほうが良いと思う。その周辺の容積率をもっと下げたほうが良いと思う。

天久クレスセントのようなゆとりある住宅地はすばらしく感じるが、もう少し規模が大きければよいと思う。又、一つ感じた事だが、一軒一軒の家庭部分は素晴らしいが、共同部分等コミュニティが気になる部分もある。

民間の参画が不可欠である。

公営（県と市）のアパートが数棟設置されていたが、民間活力を伸ばすためにやめたほうが良いのではないかと。

企業誘致の公のコンペはもっとあった方がよいと思う。

申出換地は有効的だと思うが、その仕組み等に対する地主の合意が重要である。

共同利用街区内的のコンセンサスも相当苦労したとのことだが、土地利用（地区計画）申し出換地（商業地形成）等、行政主導ではなく、「まちづくり協議会」等の連携により、実現した点が参考となる。

土地の再配置（換地）の希望を受け付け、行うことは大変だと思うが、良いことだと思う。ただし、元々そこにいた地主の合意が得られるかは心配。

申し出換地の理解をしてもらうための方策の検討が必要である。

那覇新都心の開発においては旧公団（都市再生機構）と天久の地主会等の協力がうまくなされて開発が行われていった様子がうかがえ参考になった。（申し出換地等）

道路計画は重要であり、主要施設間のアクセスや渋滞の抑制を考慮して計画する必要がある。

観光地としての新都心の交通網。空港→モノレール→レンタカー・DFS・ショッピング等、観光客にとって時間がよめるルートで考えられている。

軌道系交通の重要性を実感できた。地区内主要幹線の幅員が狭いように感じた。

国道をつなぐ環状線は交通量も多いため、DFSやレンタカーの拠点が完成した後の交通渋滞も気になる。

初めに交通体系をしっかりと位置づける。

道路計画の大切さを感じた。使用街区の変更はできても道路（幹線道路）は基本中の基本。

おもしろまち駅前の交通広場は主要道路からのアクセス性が良くないのではないかと感じた。

文化財は減歩率への影響を考慮しつつ、保全・整備の策を検討する必要がある。

自然の沢や古墓群（銘苅）を残すのは良いことだが、周辺地域から孤立しており、「目の上のタンコブ」のように思われるのである。地域と密な関係が築けるように、自然地と言えども何らかの整備を早めにしたほうが良い。

文化財が少ないと思った。銘苅古墓群と湿地池のみ。普天間飛行場跡も全ての「文化財候補」を保全するのではなく、選別は必要と思う。文化財保護運動ブームのムードに酔ってはいけな。クールに判断しよう。

普天間は新都心以上に古墳等の文化財があるため、その保存と減歩への影響（手法が区画整理とした場合）が課題である。

工事までの期間を短くする必要がある。

現状回復に多大な時間と費用を要する。文化財調査の期間に時間を要する。

5回に分けての分割返還がされたため、跡地利用計画の着手が遅れた。

工事着手からの期間がけっこう早いので、着手までの期間を早くする方法を考えたい。特に分割返還された場合のことも考えたほうが良いのではないかと。

地区内南側の開発の遅れや擁壁は、開発が進んだその他の部分に比べ、やはり一番印象深く特異に感じる。

返還から都市として機能するまで15年～16年余りかかっているが、事業としてはうまく進んだ方だという話を聞いて、天久の倍もある普天間は一体どれくらいの時間がかかるのか不安と、見通せない思いがした。

普天間飛行場跡地利用への 私たちの考え



平成17年3月

普天間飛行場の跡地を考える若手の会

はじめに

普天間飛行場の跡地を考える若手の会（以下 若手の会）は、普天間飛行場跡地のまちづくりを成功させるためには、若い世代が主体的に考え、行動していくことが重要であるといった地主会等からの要請・期待を受け、発足した会です。平成 15 年度は、まちづくりの基本的な流れや基地内の文化財、自然環境の状況等に係る勉強会を中心に活動を進めてきましたが、今年度からは基地内文化財巡りや那覇新都心地区の事例調査を行いながら、跡地利用に係る議論をスタートしました。

本書は、若手の会でのこれまでの議論の内容を以下の 7 項目に整理し、今年度の検討成果としてとりまとめたものです。

1. 地権者の納得によるまちづくりについて
2. 地権者や家族等の居住の場としてのまちづくりについて
3. 多くの情報・人・物が集まるにぎやかなまちづくりについて
4. 自然や歴史・文化を大事にしたまちづくりについて
5. 街の将来を支える道路・公園等を考えたまちづくりについて
6. 基地周辺地域も一緒になったまちづくりについて
7. 将来的な問題課題を見据えたまちづくりについて

若手の会においては、今後より一層の議論、研究に努め、多くの皆さんの期待に応えられるような活動を行っていきたいと考えておりますので、引き続き地主会、宜野湾市をはじめ、多くの方々のご指導をいただければ幸いです。

普天間飛行場の跡地を考える若手の会

1.地権者の納得によるまちづくりについて



◇若手の会の意見

- 地権者の合意形成を図るためには、どのような人（若い世代、高齢者等）が聞いても理解できるような進め方をすべきである。
- 2,800名を超える地権者がいるので、合意形成の仕組みと若手の会の役割の明確化を図るべきである。
- 跡地利用の計画をつくる段階、事業を実施する段階、土地活用を図る段階等、それぞれの段階に応じた合意形成のための仕組みをつくるべきである。
- 地権者自らにおいても公共性の高い土地利用に対する理解を深めていきたい。
- 理想的なまちづくりと地権者の負担の関係について理解を深めていきたい。
- 計画的な土地利用が望まれるため、その実現のための仕組みに対する地権者の理解を深めていきたい。

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 年代を超えて、より多くの地権者が跡地利用に対する理解を深められ、より深く検討できるような体制づくりを検討する必要がある。
- 今後さらに増加が想定される地権者（現在約2,800名）をどのようにまとめ、情報提供をし、合意形成を図っていくかについても検討する必要がある。（例えば、よりきめ細かな地権者対応を図るため、地権者の個別意向調査等ができる国勢調査員のような組織づくりを行う等）
- 若手の会自らが、跡地利用においてどのような役割を果たすべきか、また組織としてどう強化していくべきかについて検討する必要がある。



2.地権者や家族等の居住の場としての まちづくりについて



◇若手の会の意見

- 統一感のある魅力的な住宅地を形成していきたい。
- 電線類の地中化を強力に推進し、美しい街並みを形成していきたい。
- 那覇新都心地区にある天久クレセントのような魅力ある住宅地は、規模が大きいものとしていきたい。
- 良好な住環境や美しい街並み形成に向けては、地区計画等の規制誘導策を講じるべきである。
- よりよい住環境を創出するため、建物の用途や高さを制限し、低層住宅地、集合住宅地、商業業務地等、土地利用ごとに純化を図っていきたい。

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 跡地の広大な規模を活かした、ゆとりある住宅地を形成するための方策を検討する必要がある。
- 美しい住宅地の街並みづくりのために何が必要かを検討する必要がある。（建物の色彩・形態等の規制や、電線類の地中化を推進する等）
- 公共施設整備とのバランスの中で、旧集落の位置に戻って居住したいとする地権者の希望をどう叶えるかについて検討する必要がある。
- 地権者以外に実際にどのような人が居住するのかについても考え、どのように新しいコミュニティを形成するかについても検討する必要がある。（これだけの規模なので、県外からの居住者も相当数見込まれるのではないか）



3.多くの情報・人・物が集まる にぎやかなまちづくりについて



◇若手の会の意見

- 大型スーパーや国・県の公共施設等、まちの中心となる施設を誘致していきたい。
- 人の集まる施設をつくる際には、駐車場の確保についても考慮すべきである。（駐車場等の必要な施設は最初から確保しておく必要がある）
- 地権者の意向や周辺地域の状況を踏まえて、公共施設等の位置、内容を検討すべきである。
- 多くの人や物が集まる拠点としてのまちづくりのために、地権者としても、土地の共同利用のための手法を検討していきたい。
- まちの魅力づくりのためには、民間の参画を積極的に図るべきである。
- 学校施設は、周辺における土地利用等への影響を考慮し、立地のあり方を考えるべきである。

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 広域的な視点のみでなく、地権者としても誇れるまちの姿を検討する必要がある。（「これだけの規模のまちづくりなので、様々な機能がバランスよく揃ったまちづくりが必要である」、「重点的に取り組むものを設定し、特徴的・個性的なまちをつくると良いのではないかな。そうであれば重点的なものとは何か」 等）
- 拠点形成のための土地の生み出し方や建物の誘導策について検討する必要がある。
- 都市マスタープランでは、普天間飛行場の南西側（中部縦貫道路と宜野湾横断道路の交差点周辺）に「新ねたての交流拠点*」が位置づけられているが、拠点の性格、位置、規模について検討する必要がある。

*新ねたての交流拠点：本市や中南部都市圏の新しい拠点であり、市庁舎の配置や行政や市民サービスに資する機能を整備する「行政サービス拠点」と、各種交流、業務、教育研究、公共公益、商業、集客・観光等の機能が複合集積する「センター地区」からなるものである。

4.自然や歴史・文化を大事にした まちづくりについて

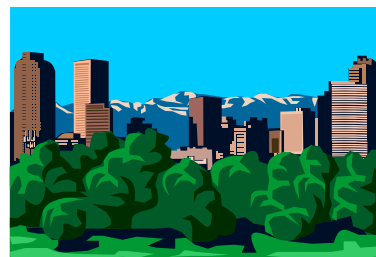


◇若手の会の意見

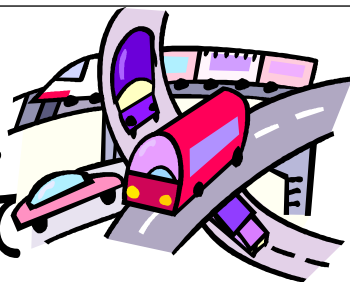
- 基地内の文化財の保全、整備を図っていくべきである。（宜野湾メーヌカー湧泉、テラガマ、普天間屋敷、インガー湧泉等）
- 基地内の貴重な水や緑、文化財を活用し、公園として整備したい。（インガー湧泉を活用したせせらぎ公園、緑豊かな拝所周辺の遊具公園等）
- 洞穴等の地下資源や文化財をまちづくりの中で活用していきたい。（新城古集落の復元による観光利用、洞穴の観光ルート化や古酒の保存場所としての活用等）
- 高低差のある地形や地下の条件、海の見える最高の景観を考慮したまちづくりを行うべきである。
- 集落の名称は、将来においても継承すべきである。
- 基地であった歴史を記憶に残すようなまちづくりをしていきたい。（現在のフェンスの位置におけるサイクリングロード・遊歩道の整備等）

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 自然や文化財は、「単純に残す」、「観光資源として活用する」等、保全・活用の方向性を検討する必要がある。
- 伊佐～大謝名にかけての斜面緑地は、都市マスタープランにおいて保全緑地ゾーンとして位置づけられているが、単に残すのではなく、墓地公園、自然観察園等としての活用についても検討する必要がある。
- 自然や文化財は大事だが、地権者負担への影響を考慮しつつ、その残し方を検討する必要がある。



5.街の将来を支える道路・公園等を考えた まちづくりについて



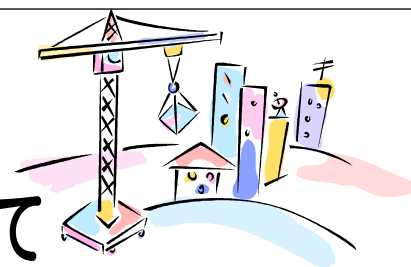
◇若手の会の意見

- 渋滞が発生しないよう、将来の交通量に対応した道路幅員やネットワークを確保していきたい。
- 道路計画（特に幹線道路）は基本中の基本であり、主要施設間のアクセスや渋滞の抑制を考慮して計画するべきである。
- モノレール等の新交通システムを導入し、公共交通の拠点をつくっていくべきである。
- 道路の通り名は、親しみやすいものとなるよう、分かりやすいものとするべきである。
- 公園の整備にあたっては、地域交流や防災面を考慮した配置計画をしたい。（那覇新都心地区の総合公園、北谷の町営駐車場のよう）
- 普天間飛行場跡地利用のまちづくりにおいても、那覇新都心地区における中心部への大規模防災公園の配置や公園までの動線を参考にすべきである。

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 昨年度の地権者意向調査では、土地を売りたい人の面積の合計が約36haであるが、大きな公園や道路用地としての不足分をどのように確保するかについて検討する必要がある。
- 那覇新都心地区のように、公共用地にあてるための土地を地権者から一律買収した場合、小規模地主（買収されることにより土地活用できなくなる地主）への対応策について検討する必要がある。
- 公共用地の先行買収等を行う場合、どのような方法で実施するかを考える必要がある。（「点在する売却意向者の土地を買収して最終的に一箇所に集める」、「公園等の用地の場所だけを買収する」等）
- 土地を売却した際の税制について、地権者の理解を深めていく必要がある。

6.基地周辺地域も一緒になった まちづくりについて



◇若手の会の意見

- 普天間飛行場内外の道路や排水等のつながりを考慮して、まちづくりを進めるべきである。
- 大山の田いも畑への地下水の流れを確保できるようなまちづくりをすべきである。

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 幹線道路整備に伴う影響箇所のみでなく、既存の市街地と新市街地の連絡をどのように図るかについても検討する必要がある。
- まだ市民(周辺市街地住民等)の関心はあまり高くないと思われる中で、周辺市街地と一体となった整備のための検討体制をどのように整えるか検討する必要がある。
- 返還後スムーズに跡地利用へと展開するために、周辺市街地の整備にいつから取り組むべきかについて検討する必要がある。

7.将来的な問題・課題を見据えた まちづくりについて



◇若手の会の意見

- 開発期間の長期化による地権者間の不公平が生じないようにしたい。
- 個人が住宅用地として使う分は早期に開発していきたい。
- 返還までの期間・工事期間を極力短くするようにしてほしい。
- 住宅地需要が減少するとされているが、481ha 全体のまちづくりを進めていきたい。

◇引き続き検討を進めるテーマ

- 段階的に整備が図られた場合の地権者間の公平性を保つための仕組みについて検討する必要がある。
- 開発が長期にわたった場合の相続税、固定資産税への対応等についても検討する必要がある。
- 合意形成の短期化のための方策を検討する必要がある。



今後に向けて

本書では、今年度 1 年間の議論の成果を 7 項目にとりまとめましたが、普天間飛行場跡地利用に向けた検討は、持続的に取り組んでいくべきものであり、本書の内容も十分に議論、研究しつくされたものとは思っていません。

今回のとりまとめでは、現時点で「ぜひこうしていきたい」、「こうすべきだ」という“若手の会の意見”と“引き続き検討を進めるテーマ”という形で整理していますが、今後は特に引き続き検討を進めるテーマの内容について、専門家等も交えながら一つずつ突き詰めて議論し、問題をクリアしていけるよう努力し続けたいと考えています。

今後の検討にあたっては、地権者はもとより専門家や多くの市民の意見もお聞きしながら、より内容の濃い活動をしていきたいと考えており、本書の内容に対しても多くの方々からご意見をいただければ幸いです。

平成 17 年 3 月
普天間飛行場の跡地を考える若手の会

本書についてのご意見は、若手の会会長・副会長までお寄せ下さい。
どんなことでも構いません。多くの皆様からのご意見を心よりお待ちしております。

普天間飛行場の跡地を考える若手の会の概要

- 会 長：大川 正彦（Eメール：masa-1@nirai.ne.jp）
- 副会長：天久 眞一（Eメール：ashinich@nirai.ne.jp）
呉屋 力（Eメール：r-hworld@ns.31rsm.ne.jp）
- メンバー構成：普天間飛行場に該当する 13 字からの代表 26 名により構成しています。
- 活動日：毎月第 2 火曜日を中心に活動しています。

その他、普天間飛行場跡地利用に係るご意見は下記までお寄せ下さい。

宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

TEL：098-893-4401 Eメール：kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp

宜野湾市軍用土地等地主会

TEL：098-893-5077 Eメール：ggj-higa@southernx.ne.jp

普天間飛行場の跡地を考える若手の会構成員

No.	氏 名	字 名	備考
1	大 川 正 彦	野 嵩	会 長
2	天 久 眞 一	大謝名	副会長
3	呉 屋 力	喜友名	副会長
4	又 吉 健 一	大 山	
5	伊 佐 友 邦	大 山	
6	又 吉 実	大 山	
7	末 吉 良 光	大 山	
8	玉 那 覇 薫	宜野湾	
9	伊 佐 力	宜野湾	
10	渡 慶 次 治	宜野湾	
11	佐 喜 眞 盛 利	神 山	
12	宮 城 敏 彦	神 山	
13	仲 村 春 栄	中 原	
14	田 里 友 史	中 原	
15	宮 城 功	新 城	
16	新 城 智 宏	新 城	
17	仲 本 賢 明	上 原	
18	仲 本 勇 樹	上 原	
19	天 久 健	大謝名	
20	仲 村 淳	赤 道	
21	仲 村 健 太	赤 道	
22	宮 城 武	野 嵩	
23	玉 那 覇 智	佐真下	
24	宮 城 尚 史	伊 佐	
25	又 吉 建 栄	伊 佐	
26	宮 城 雄 貴	真志喜	

活動の記録

平成 15 年度（若手地権者懇談会として活動）

回数	月 日	活動内容
第 1 回	7 月 17 日	・若手懇談会の組織のあり方に関する意見交換
第 2 回	10 月 6 日	・若手地権者懇談会の位置づけ、運営方法について ・地権者意向調査の結果概要について
第 3 回	11 月 11 日	・平成 15 年度若手地権者懇談会プログラムについて ・接収～SACO 合意～現在に至る経緯や現在行っている調査事業について ・普天間飛行場のまちづくりの流れ
第 4 回	12 月 9 日	・普天間飛行場内の文化財の状況（文化財調査）について
第 5 回	1 月 13 日	・普天間飛行場内及び周辺の自然環境の状況（自然環境調査）について
第 6 回	2 月 10 日	・中南部都市圏基本構想・機能導入調査における普天間飛行場の位置づけについて ・海外の街並み研究（ボローニャ、ベネチア、パリ）
第 7 回	3 月 9 日	・跡地利用基本方針の策定方針等について ・平成 15 年度の総括と次年度の活動内容について



第 2 回活動風景



第 3 回活動風景



第 4 回活動風景



第 6 回活動風景

平成 16 年度（第 3 回より、普天間飛行場の跡地を考える若手の会として活動）

回数	月 日	活動内容	
第 1 回	4 月 13 日	・若手の会組織形態（メンバー、代表者、検討内容等）の検討	
第 2 回	5 月 11 日	・若手の会組織形態（メンバー、代表者、検討内容等）の検討	
第 3 回	6 月 8 日	・基地内文化財巡りにあたっての事前準備（基地内の文化財、自然資源分布状況等の再確認、図上ルート確認、立ち入りメンバー確定等）	
第 4 回	7 月 22 日	・基地内文化財巡り及びとりまとめ	
第 5 回	8 月 10 日	・大規模跡地のまちづくりとして那覇新都心地区の事例研究	
第 6 回	9 月 11 日	・那覇新都心地区の視察会及びとりまとめ	
第 7 回	10 月 12 日	・宜野湾市都市マスタープランの勉強会 ・普天間飛行場跡地利用に向けた検討視点についての議論	
第 8 回	11 月 9 日	・これまでの意見内容の確認と今後の検討視点についての議論 ・「私たちの考え」のとりまとめ項目についての議論	
第 9 回	11 月 30 日	・「私たちの考え」たたき台についての議論	
	12 月 9 日	・「私たちの考え」たたき台を題材とした地主会役員等との意見交換会	
第 10 回	1 月 11 日	・「私たちの考え」の最終とりまとめに向けた議論	
第 11 回	2 月 8 日	・「私たちの考え」の最終とりまとめに向けた議論及び内容確定	
第 12 回	3 月 8 日	・「私たちの考え」の最終確認と次年度の活動に向けた議論等	

第 2 回活動風景

第 4 回活動風景

意見交換会風景

第 11 回活動風景

1-8 まちづくり学習の展開に向けた取り組み

今年度は、普天間飛行場跡地利用を含めた宜野湾市のまちづくりに関心を持ってもらうための第一歩として、普天間中学校 1 学年の生徒を対象とした学習会を平成 16 年 6 月 14 日に実施し、そこでの生徒を対象としたアンケートを通じて生徒の関心ごと等を把握した。（まちづくり学習会の様子は、別途 CD-Rom に収録している。）

まちづくり学習会の後、普天間中学校の一部グループにおいて、普天間飛行場の跡地利用を題材とした学習が実施され、その成果が普天間中学校文化祭にて発表（展示）された。

それぞれの概要は以下の通りである。

【まちづくり学習会】

日時：平成 16 年 6 月 14 日（月）普天間中学校体育館

内容：○昭和の初め頃の宜野湾を見てみよう。

○普天間飛行場を空から見てみよう。

○宜野湾市の自然環境を見てみよう。



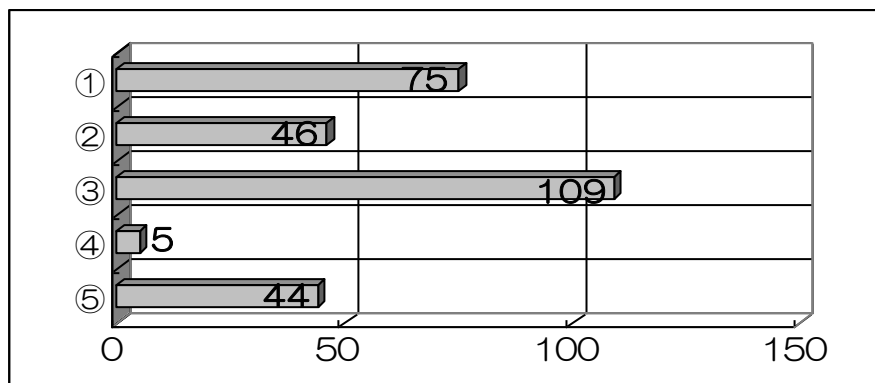
＜設問＞

1. 宜野湾市の歴史についてもっと詳しく知りたい。
2. 現在の宜野湾市の状況（道路や公園など）についてもっと詳しく知りたい。
3. 宜野湾市に生息する動植物や自然環境についてもっと詳しく知りたい。
4. もっと違うことが知りたい。（具体的に書いてください）

（ ）

5. 特にない。

<結果>



○普天間基地ができる前の宜野湾市の様子がよく分かった。

- 数多くの動植物や自然があることがよく分かった。

- 63

○基地の大きさに驚いた（市の 1/3、普天間中学校が 240 個、481ha 等）

○動植物、自然についてもっと詳しく知りたい・考えたいと思った。

- ・動植物のことをもっと詳しく知りたいと思った。
- ・絶滅の危機にある動植物について、今後どうしていけば良いか考えたい。
- ・地下水や湧き水のことについてもっと詳しく知りたい。
- ・インターネットや本、校外学習等により勉強したい。

○歴史・文化についてもっと詳しく知りたいと思った。

- ・昔の人々の暮らしについて知りたい。
- ・今と昔を比べて、今後何ができるのかを考えてみたい。

○宜野湾市のことを分かったがもっといろいろと知りたい。

○早く基地をなくし、豊かな暮らしを送れるまちにしたい。

○パソコンを使った飛行機のシミュレーションが楽しかった。

○難しくて話がよく分からないところもあった。

【文化祭における学習成果の発表（展示）】

日時：平成 16 年 12 月 5 日（日）普天間中学校校舎内

当日は学習の成果として、以下のような内容が展示された。



■宜野湾市の過去から現在の様子が航空写真でまとめられている。



■宜野湾市内の自然や虫、遺跡、古墳群等の分布が図上でまとめられている。



■未来の普天間飛行場跡地利用への希望が模型としてまとめられている。

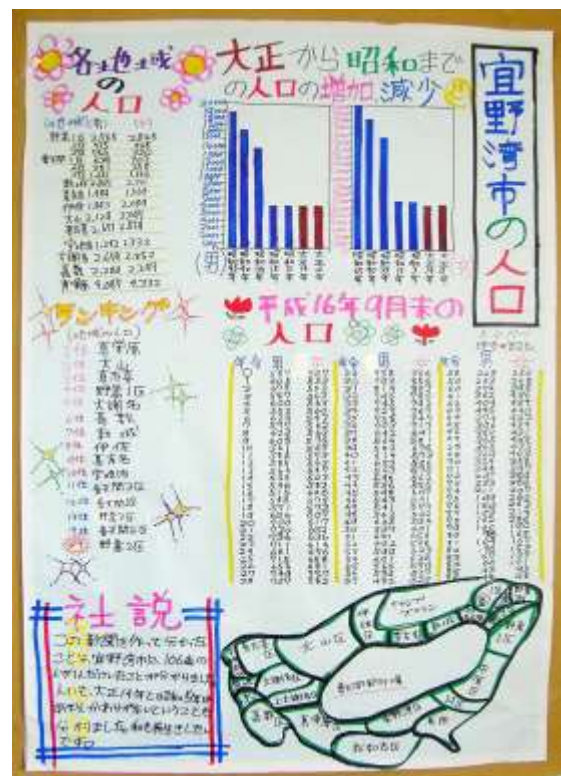


■展示会場の様子（市長をはじめ、多くの市民に見学されている）

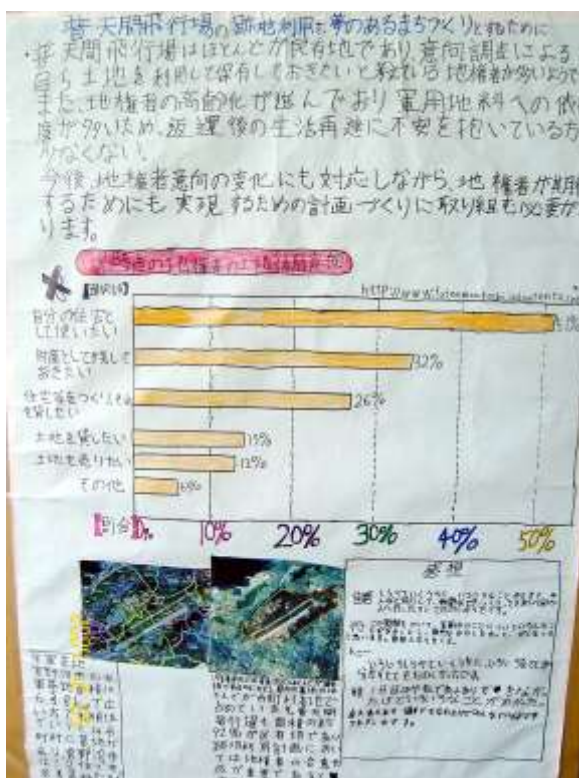




■祭りの歴史と意味合いがまとめられている



■宜野湾市の人口の推移や地域別の人口の状況がまとめられている。



■地権者の土地活用の意向や軍用地の所有者別面積割合がまとめられている。



■佐喜真美術館を訪れた感想がまとめられている。

このまちづくり学習の展開に向けた取り組みについては、今年度把握した生徒の感想や実際の取り組み状況等を踏まえ、引き続き教育委員会等との調整を進め、市内全校的な取り組みへと発展させていけるよう努めるものとする。

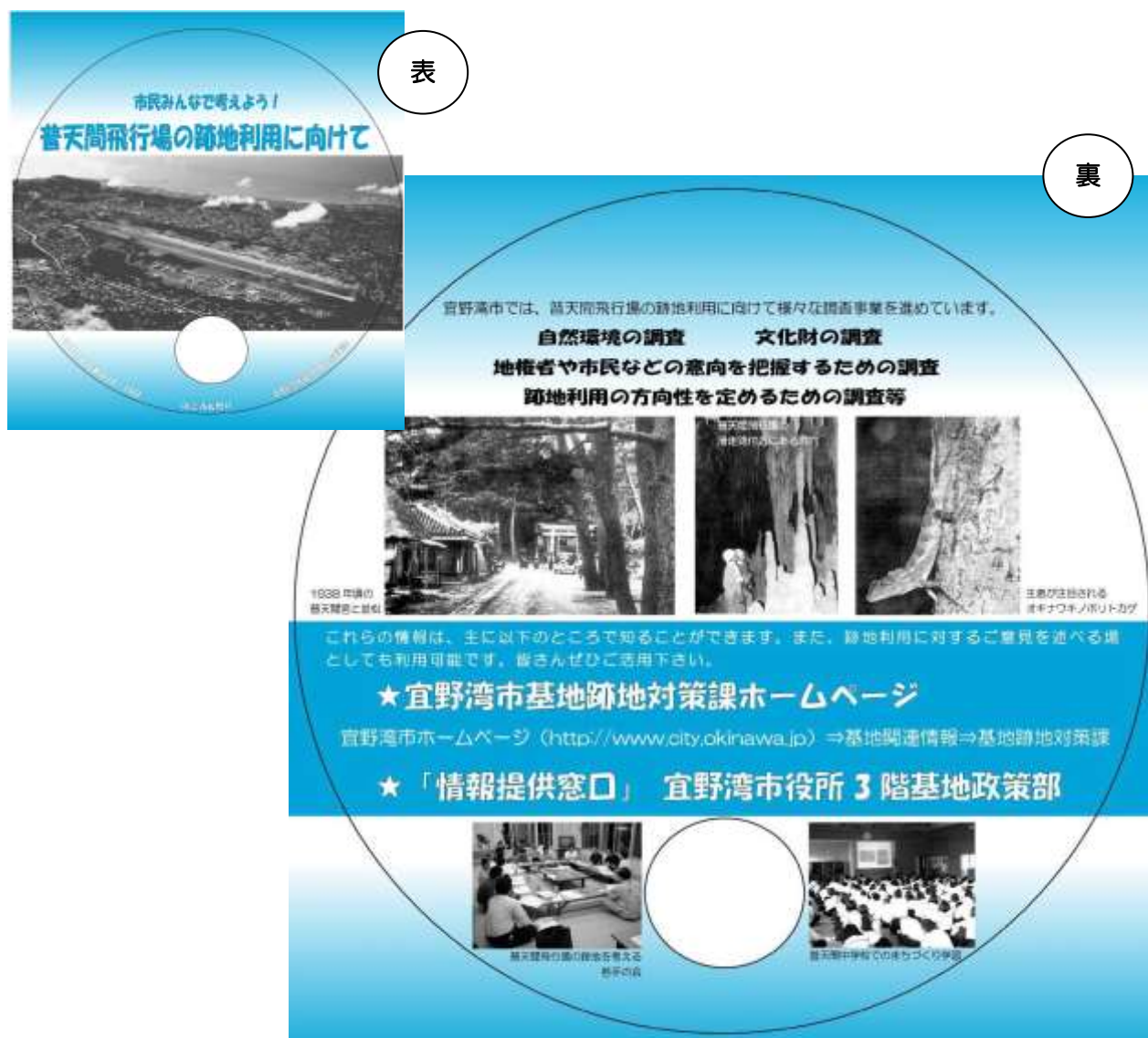
1-9 気運醸成・ムードづくりとしての取り組み

地権者・市民等に対し、普天間飛行場跡地利用に係る取り組み状況等を広く周知することを目的として、はごろも祭り(平成16年8月14日(土)、15日(日))においてPR活動を実施した。

【取り組みの内容】

OPR うちわ「市民みんなで考えよう! 普天間飛行場の跡地利用に向けて」の配布
(2004 枚)

- ・跡地利用に係る主な調査事業の紹介、ホームページ・情報提供窓口の紹介等
- 普天間街並み再現ビデオ「今・昔の普天間」の連続放映



1-10 合意形成推進委員会

全体計画に基づく各種取り組みの実施状況を把握し、評価検証するため、以下の通り合意形成推進委員会を開催した。（委員会設置要綱及び委員は P91～92 の通りである。）

【第 1 回合意形成推進委員会】

○平成 16 年 7 月 7 日 午後 2 時～4 時 宜野湾市農協会館 2 階

○審議事項

- ・委嘱状交付
- ・正副委員長選出
- ・全体計画に基づく今年度の位置づけ及び昨年度調査で抽出された課題への対応について
- ・平成 16 年度業務計画について

（主な確認事項）

- 今年度の本調査の役割は、地権者・市民からの意見の吸い上げと、そのための仕組みづくりが柱となる。
- 普天間飛行場跡地利用に向けては、様々なテーマで調査が進んでおり、それぞれが違う方向を向いて進めると最終的な集約が難しくなるので、各調査の連携を図りながら進める必要がある。
- 若手の会が毎月行われ、組織化に向けて活動していくというのは、非常に大事なことである。若手の会での活動をより充実したものとするために、議論の仕方を工夫することも考える必要がある。
- 若手の会については、年度末の前に中間的な意見を出す必要があると思う。意見の中間とりまとめを予定していれば、それを本委員会に出すことで、委員会の意見としても基本方針策定側へ投げかけることができるのではないかと思う。
- 自治会や婦人会の役員の中には、地権者の方が多数おり、各種団体等を活用して、さまざまな場面で議論するのは良いことである。



【第2回合意形成推進委員会】

○平成16年12月21日 午後3時30分～5時30分 宜野湾市農協会館2階

○審議事項

- ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会での検討視点について
- ・跡地利用の合意形成に係る地権者・市民等の関わり方について

(主な確認事項)

- 若手の会は、今回の中間とりまとめをみても、普天間飛行場の跡地利用において非常に期待できる組織である。今後は、若手の会の意見を行政的に採用していけるような体系づくりをしたら良いと思う。また、色々な上部機関に対して若手の会の意見や発言が採用されていくような環境をつくる必要がある。
- 若手の会については、現在は地権者及びその子息の集まりだが、今後、市民等との交流のきっかけとして、商工会青年部等をゲストとして参加させるなど、柔軟な姿勢で取り組むことも考える必要がある。
- 若手の会は、他の地権者からの色々な意見に対して答えが出せるような専門家の集団になってほしいと思う。
- 市民や学生から将来どのようなまちに住みたいのかといった意見も聞いていくことなどが必要であると思う。そのように全体を巻き込んでいくことによって、若手の会が中心的になり、確固たる組織になっていくはずである。
- 婦人会の立場としても、女性の視点としてどのようにしたらよいかということを考えたい。
- 若手の会については、とりまとめられた意見を地主会の支部会などにフィードバックしていく必要がある。
- 若手の会の中間とりまとめは素晴らしいと思う。1～7の項目としてとりまとめたのは大きな成果であり、若手の会が中間的に取りまとめた意見は、今後の基本方針検討に向けたたたき台になると思う。
- 今から若手の会が中心的な役割を果たし、市民や地権者と一体となって各種団体機関を結びつけていくような横断的・縦断的に大きく広がりをもった仕組みづくりを考える必要がある。



【第3回合意形成推進委員会】

○平成17年3月10日 午後2時00分～4時00分 宜野湾市農協会館2階

○審議事項

- ・今年度の取り組み成果と今後の方向性について

(主な確認事項)

- 若手の会が活発に活動していることは評価すべきことであり、それが報告書の中にも反映されていると思う。若手の会は、まちづくりに関して素人からの出発で、難しい部分もあったと思うが、今後も専門家の意見や知識を吸収しながら積極的に活動していったほしい。
- 若手の会は、今後の地主会にとっても重要な組織である。普天間飛行場跡地利用において、若手の会が大きな成果を生み出していくことを期待している。また、最終的には地権者以外の人材も組み入れながら、発展していったほしい。
- 若手の会の先進地事例調査については、非常に良い取り組みである。いずれ住民主体となってまちづくりをしていく時に、最近ではまちづくりを目的とした市民主体のNPOやまちづくり株式会社等もできており、そういったものの視察や勉強もやっていった方が良いのではないかなと思う。
- これまで本事業で継続的に取り組んできた成果と今後の対応方針については、はっきり分かりやすい形で表現したほうが良い
- 跡地利用基本方針素案等を多くの地権者や市民に発信していく際には、わかりやすいように説明文や注釈を付け加える必要があると思う。
- (仮)普天間公園整備については、都市マスタープランで位置付けはしたが、具体的な内容や整備方法等はこれから様々な意見を踏まえて決定していくということを、地権者の不安を解消するためにもしっかり説明すべきである。
- 地権者との意見交換等を考慮すると、次年度においては跡地利用基本方針の素案作成や原案作成等の対応を迅速に行っていく必要がある。
- 若手の会が継続的に活動してきているという事実は大きな成果であり、本報告書の中で明確に示した方が良い。



2章 今年度の取り組み成果

2章 今年度の取り組み成果

ここでは、序章で示した今年度の調査目的に対する成果を整理する。

【今年度の調査目的】

目的1) 地権者等に対する、市の将来像・跡地の位置づけ等に関する情報提供と、跡地利用、基地周辺のまちづくりに対する意見収集・集約

目的2) 跡地利用基本方針素案等に係る地権者の意見集約を図るための環境整備

目的3) 長期的視点からの人材育成と、継続的な活動を通じた体制の強化・発展

目的1：「地権者等に対する、市の将来像・跡地の位置づけ等に関する情報提供と、跡地利用、基地周辺のまちづくりに対する意見収集・集約」についての取り組み成果

- ① 地権者に対しては、支部別懇談会、情報誌ふるさと等を通じてきめ細かく情報を提供するとともに、地権者の視点からの跡地利用に対する意見収集が図られた。全体計画に基づく取り組みのスタート当時（平成14年度）と比べ、地権者の意向の内容が明らかに変わってきていることも本事業を継続的に実施してきた成果であると考えられる。

【地権者の意向内容の変化】

平成14年度・15年度	平成16年度
跡地利用への要望とともに、環境汚染・原状回復への不安や、返還の見通しも立っていない現段階からこのような事業を行う必要があるのかといった意見が多数あげられた。（意見内容は、平成14年度、15年度調査報告書に掲載）	繰り返し情報を提供してきたことにより、左記のような意見はほとんど無くなった。一方、広域公共施設整備等に伴う地権者負担の軽減を求める意見や、自らの土地について考えようとする意見が多くあげられるようになった。

② 普天間飛行場の跡地を考える若手の会において、地権者支部別懇談会からの意向等をも踏まえた議論を行い、現時点での地権者としての跡地利用への思いが集約された。（地主会役員会等においても、若手の会の意見を現段階の地権者の意見としていくことについての合意が図られた）
（集約された内容は、P49～61「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」参照）

③ 情報誌ふるさとにより、現段階で確認されている全地権者に対して情報提供を行ってはいるものの、懇談会への参加者数は少なく、今年度初めて提示した普天間飛行場跡地の役割・位置づけ等に係る地権者の意向を十分に把握しきれたとは言いがたい。しかし、昨年度実施した地権者意向調査では70%もの地権者から回答が得られているとともに、過年度から継続的に実施している地権者懇談会においても相当数の意向が収集されており、基本方針策定前の現段階における要望・意見は十分に得られているものと考えられる。

④ 市民に対しても広報チラシ、各種団体懇談会、情報提供窓口の設置等、多様な手法を通じて啓蒙活動を行ってきたことにより、返還時期が見えない、具体的な計画が存在しない等の状況ではありながらも、地権者懇談会時に一般市民の参加がみられるなど、徐々に気運が高まってきたことがうかがえる。跡地利用基本方針策定調査において実施した県民フォーラムに、約400名もの宜野湾市民等の来場があったことも、本事業における情報発信等の成果の一つであると考えられる。

⑤ 各種団体懇談会において、跡地利用のみでなく、周辺既成市街地の先行的整備の必要性が市民側からの意見として表れてきたことも本事業における成果であると考えられる。

- ⑥ 宜野湾市都市マスタープランにおいて、普天間飛行場跡地利用に係る大枠の方向性がまとめられ、その内容を地権者に提示した。その結果、地権者からの要望・不安事項等を把握でき、今後地権者の生活再構築について検討する必要があるという課題が抽出された。

【地権者の生活再構築に向けた主な検討・取り組み課題】

1) 地権者意向とのバランスや地権者の負担を考慮しつつ、(仮)普天間公園をはじめとする公共公益施設用地の規模や事業手法等を検討する必要がある。

- ・平成 15 年度に実施した地権者意向調査によると、自己利用希望者が多く、土地売却を希望する地権者の面積の合計は約 36ha 程度にすぎない。
- ・地権者が希望する土地活用に支障をきたすことのないよう考慮して欲しいといった意見があげられている。

2) (仮)普天間公園のように公益性の高い大規模な土地利用を展開する場合は、一部の地域、一部の地権者のみに負担が生じることのないよう、用地確保のための方法を検討する必要がある。

- ・地権者懇談会において、宜野湾市都市マスタープランにおける普天間飛行場跡地地区構想図を提示したところ、(仮)普天間公園が表示されている中原地域等の地権者から不安の声があがっている。
- ・地権者意向調査においても、約 8.9%の地権者が「もし鍾乳洞や貴重な緑地があったとしても自分の所有する土地で再び生活したい・土地活用したい」と回答しており、自分の土地に対する非常に強い思い入れを持っている地権者が多数存在する。

3) 地権者の土地活用意欲を向上させるような啓蒙活動を進めていく必要がある。

- ・長い間土地を強制的に接収されており、本人の意思に関わらず基地に頼る生活が出来上がってしまっていることが今後のまちづくりを進める上で心配である、といった意見が地権者懇談会からあげられている。
- ・また、過去の地権者懇談会では、跡地の土地利用計画が早期に定まらなると地権者個々の土地活用が考えづらいといった意見や、土地活用の方策を教えて欲しいといった意見もあげられている。

4) 小規模地主への対応方策を検討する必要がある。

- ・小規模な土地を所有する地権者は、減歩等により土地活用が困難となることも考えられるため減歩率を緩和できないか、といった地権者からの意見があげられている。
- ・実態として、100 ㎡未満の土地を有する地権者は 138 人存在する。(平成 16 年 7 月時点)

面積 (㎡)	人数	全体に占める割合
0 ～ 100 未満	138	4.93%
100 ～ 500 未満	797	28.45%
500 ～ 1,000 未満	621	22.17%
1,000 ～ 3,000 未満	861	30.74%
3,000 ～ 5,000 未満	219	7.82%
5,000 ～ 10,000 未満	139	4.96%
10,000 ～	26	0.93%
合 計	2,801	100.00%

5) 高齢者の生活再構築に向けた方策検討が必要である。

- ・地権者懇談会では、高齢の地主は軍用地料のみに頼って生活している人もおり、土地が帰ってきて土地活用といっても企画すら困難という地権者が多数いる、といった意見があげられている。
- ・平成 15 年度に実施した地権者意向調査では、年代が高くなるにつれて、年間総収入に占める地代の割合が高くなっている。
- ・地権者意向調査の結果から推計すると、約 1,300 人が 60 歳以上の高齢地権者となる。

6) 地権者自らによる土地活用の検討を促す上では、相続税、固定資産税、贈与税等の税制についての理解を深める必要がある。

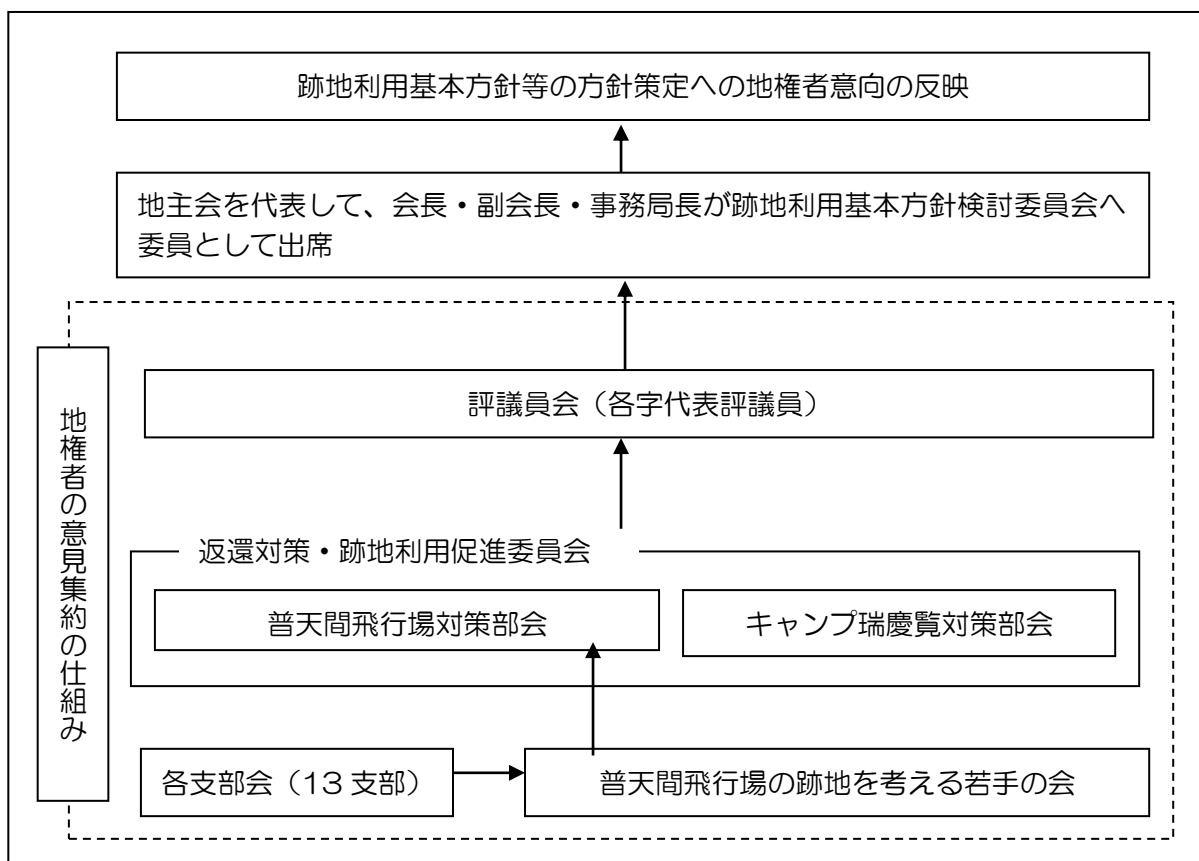
- ・地権者懇談会では、土地売買や相続に伴う税制について地権者へ情報提供してほしい、強制的に接収された土地であり税金問題についても地主の身になって考えてもらいたいといった意見があげられている。
- ・過去の地権者懇談会では、土地売買の相談等ができる生活支援センターのようなものをつくって欲しいといった要望があげられている。

**目的２：「跡地利用基本方針素案等に係る地権者の意見集約を図るための環境整備」
についての取り組み成果**

① 普天間飛行場地権者の間では、跡地利用に係る検討組織として、普天間飛行場跡地利用対策部会が存在するものの、具体的な題材等が無い中で、必ずしも十分な議論は行われてきていない。しかし、今年度若手の会の活動を継続的に実施し、意見集約の場として一定の成長が図られ、そこでの検討成果を題材として対策部会や地主会役員等との意見交換会が開催され、その内容についての評価がなされた（地主会役員から高評価を受けた）ことや、こうした取り組みを通じて地主会内の活性化が図られたことも今年度の成果であるといえる。

② 跡地利用基本方針への地権者意向反映の仕組みが以下の通り確立し、地主会において共通認識が図られたことも本年度の大きな成果であるといえる。

【跡地利用基本方針策定に向けて今年度確認された、地権者間の協議、意見集約、反映の流れ】



**目的３：「長期的視点からの人材育成と、継続的な活動を通じた体制の強化・発展」
についての取り組み成果**

- ① 普天間飛行場跡地利用への若い世代の参画や人材育成を目的にスタートした「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」については、会の代表者（１名）、副代表者（２名）が決まり、１０名程度のコアメンバーも確保され、検討組織として体制が整ってきたことが今年度の成果としてあげられる。
- また、月一回の定例会以外に、会長・副会長を中心として、若手の会独自で会合を持つなど、一部メンバーの自主性・積極性が表れてきたことも、今後本会を地権者の中心的検討組織として発展させていく上での成果であるといえる。

【若手の会の継続的な活動とその成果】

- 平成 14 年度 若い世代のまちづくりへの参画や人材育成を継続的に進めていくための第一歩として、地主会から各字数名の若手地権者等を選出してもらい、「若手地権者懇談会」を立ち上げた。（２回開催）
- 平成 15 年度 10 月以降、月 1 回のペースでテーマごとの勉強会を重ね、定例的な活動の基礎をつくった。（７回開催）
- 平成 16 年度 年度当初に会の活動方針や年度目標等を定め、その方針に基づき「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」として継続的な取り組み（月 1 回の定例会開催）を実施してきたことにより、活動の体制が整ってきた。また、検討成果を「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」として目に見える形でとりまとめた。（12 回開催）
- 平成 17 年度 平成 16 年度第 12 回若手の会において、組織としての更なる活性化と会のレベルアップを目指して継続的に取り組んでいくことが確認された。（12 回開催予定）

- ② 宜野湾市で生活する市内小中学生にも今から普天間飛行場跡地利用及び宜野湾市のまちづくりに関心を持ち、考えてもらうことを目的にスタートしたまちづくり学習の取り組みについては、今年度の普天間中学校における取り組みを通じて生徒の関心事等が把握され、実際に跡地利用を題材として総合学習の取り組みを行う生徒が現れるなど、徐々に成果が表れてきているといえる。

3章 今年度の成果を踏まえた今後の方向性

3章 今年度の成果を踏まえた今後の方向性

今年度は2章で整理した通り、普天間飛行場跡地利用に係る地権者等の意見収集や地権者意向反映のための環境整備が図られた。次年度は、当面5ヶ年を目標として取り組んできた本事業の区切りとして、以下の事項に重きをおいて合意形成のための取り組みと体制確立・強化のための活動を展開する必要がある。

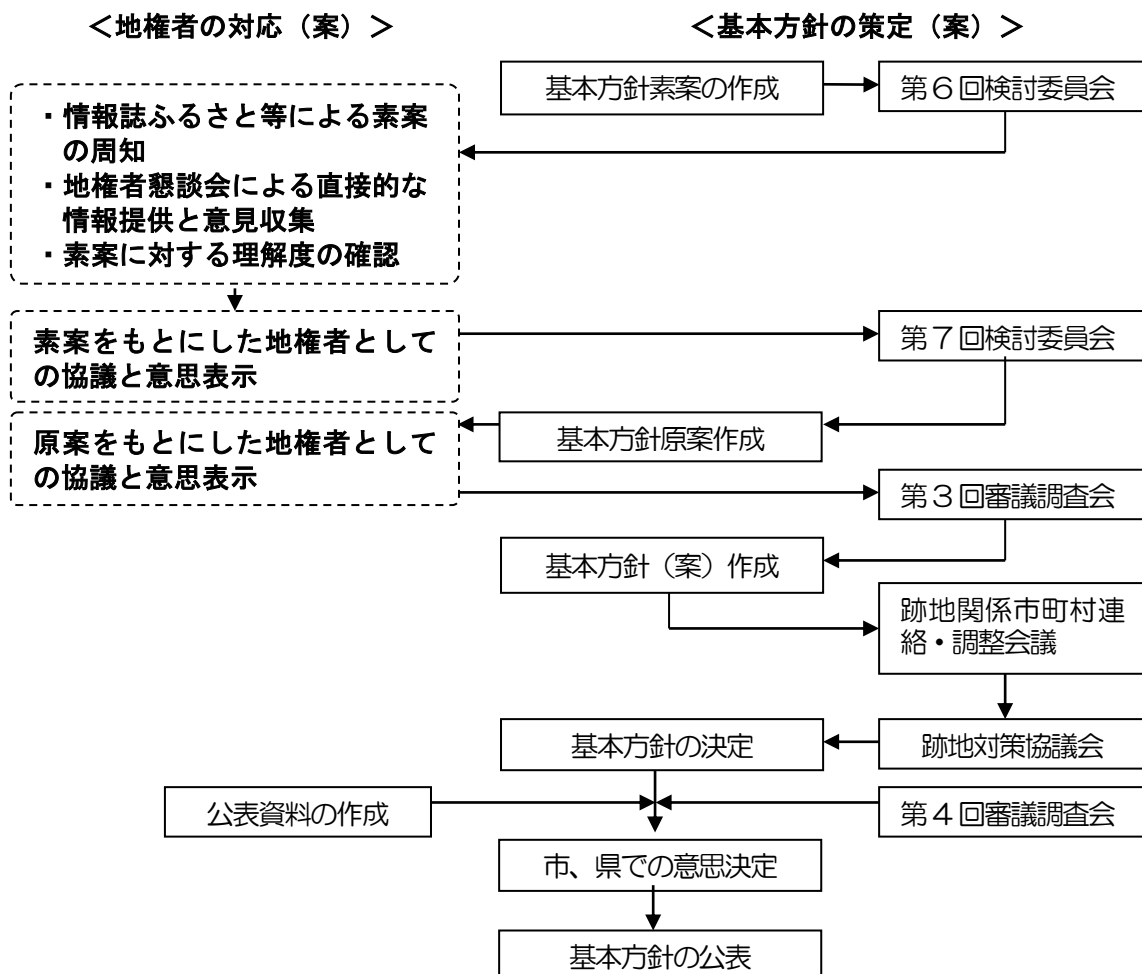
■跡地利用基本方針素案の地権者への周知と意見集約及び合意形成

■次の段階に備えた活動の方向性の整理

(1) 跡地利用基本方針素案の地権者への周知と意見集約及び合意形成

跡地利用基本方針素案のとりまとめが行われる次年度においては、今年度整備した体制に基づき、地権者間の協議検討及び意見集約を進めるとともに、跡地利用基本方針素案に係る地権者の意向を広く確認する必要がある。また、この意向を検討委員会等に報告し、基本方針で取り入れるべきものは反映し、その後の具体的計画づくりの中で取り上げていくべきものは何かを整理した上で、地権者へその結果を周知し、理解を深めていくことが必要であるといえる。

地権者間における協議検討や意見集約の流れとしては、以下のような(案)が考えられる。



地権者への素案の提示等にあたっては、これまでの懇談会開催状況や地権者への提示資料への反応等を考慮し、跡地利用基本方針策定調査との連携を図りつつ、本事業事務局において極力分かりやすいものとして整理し、地権者へ提示していく必要がある。

また、今年度、跡地利用基本方針策定調査においては、跡地利用の基本方向に係る論点等がとりまとめられており、次年度以降、地権者等の合意形成を図っていく上では、本事業におけるこれまでの成果も踏まえつつ、次頁以降のような方針のもと合意形成のための取り組みを進めることが必要と考えられる。

（次頁以降に示す跡地利用の基本方向に係る論点（破線で示した部分）は、跡地利用基本方針第2回策定審議調査会資料の一部をそのまま引用したものである。）

【跡地利用の基本方向に係る論点と対応方針 1】

＜論点＞

広域的な施策の導入については、地権者の土地活用意向とのすり合わせが必要とされているのではないか。

○地権者の土地活用意向を反映し、地権者の積極的な参加による実現性の高い跡地利用計画の策定を目標とし、引き続き、跡地利用にかかる情報提供や意見交換に取組、地権者の意向醸成を促進する。

○土地の共同利用や共同開発等による質の高いまちづくりや土地活用を促進するために、地権者の協働による取組に向けた検討を促進し、その成果を計画づくりに反映させる。



＜本事業におけるこれまでの取り組み＞

○平成 15 年度に本事業において「普天間飛行場跡地利用に関する意向調査」を実施し、地権者の土地活用意向を把握し、跡地利用基本方針等に対して地権者意向の情報を提供している。

○平成 15 年度より、地権者懇談会において、宜野湾市都市マスタープランや跡地利用基本方針策定状況等の情報提供を行い、それに基づく多岐にわたる内容の意向把握を行っている。

○平成 14 年度に、土地活用の一般的な方法についての勉強会を実施しているが、跡地利用の方向性が定まっていない状況の中で、具体的な情報提供等の取り組みには至っていない。



＜今後の対応方針＞

○本事業において、跡地利用基本方針策定調査との連携を図りながら、引き続き多様な手法によりきめ細かく情報提供、意向把握の取り組みを実施し、持続的に地権者意向の醸成を図ることが重要と考えられる。

○本事業において、土地の共同利用、個人利用それぞれのメリット、デメリット等を分かりやすく説明し、土地利用に係る議論を促すことが重要と考えられる。

【跡地利用の基本方向に係る論点等と対応方針２】

＜論点＞

広域的な期待に応えるためには、地権者との協働が不可欠であり、以下のような取組が必要とされているのではないかと。

○広域的な施策の導入には、「跡地のポテンシャルを高め、土地利用の可能性を拡大し、新たな土地活用を促進する」という効果が期待されることについて、地権者の理解を促進する。

○今後、広域的な施策の導入にかかる計画づくりを促進し、地権者に対する期待の内容の具体化に努め、それに基づき、地権者の合意と協力を確保していく。



＜本事業におけるこれまでの取り組み＞

○これまでの懇談会の中で、地権者に対しては、

- ・普天間飛行場の跡地利用は沖縄県の振興の核となるものであり、そのために広域的な施策の導入が必要であること
- ・481haもの規模等からも、市や地権者のみによるまちづくりは困難であり、国や県の多大な支援を要すること

等の説明をしてきてはいるものの、広域的な施策の内容が定まっていない状況の中で、具体的な情報提供に基づく取り組みには至っていない。

○若手の会においては広域的施策の導入の必要性、効果等に対し先進事例調査等を行い基本的理解が得られている。



＜今後の対応方針＞

○本事業において、広域的施策の導入の必要性、効果等に対する理解を得るために、地権者個人の土地活用によりまちづくりを進める際の問題点や、先進事例等を整理し、地権者懇談会等における勉強会、意見交換会等の取り組みを実施することが考えられる。

○広域要請に関連して地権者に求められる対応の具体的内容が公表された段階で、その内容に係る地権者の理解を得るために、地権者懇談会等における勉強会、意見交換会等の取り組みを実施することが考えられる。

【跡地利用の基本方向に係る論点等と対応方針3】

＜論点＞

優れた環境づくりの実現に向けて、地権者との協働によるまちづくりを促進するために、以下のような取組が必要とされているのではないか。

○優れた環境づくりが、跡地のイメージアップに効果を発揮し、跡地利用の促進につながることにについて、地権者の理解を深め、優れた環境づくりに向けた地権者との協働を促進する。

とくに、優れた環境づくりの中核として期待される（仮）普天間公園整備については、「県民のオアシス」としての期待（県民意向調査）に応え、跡地のイメージアップにつながる計画づくりに取り組み、地権者の合意、協力を促進する。



＜本事業におけるこれまでの取り組み＞

○今年度の地権者懇談会において、宜野湾市都市マスタープランの概要説明をし、その際に（仮）普天間公園の意義等についての説明も行ったが、地権者からはその位置や規模、整備主体を不安視する声が多くあげられた。

○「普天間飛行場跡地利用における協働型まちづくりのための基礎調査」の中で実施した港北ニュータウンの研修会において、若手の会の一部メンバーが「グリーンマトリックス*」によるまちづくりの事例を学んだことで、緑の多い、人にやさしい環境のまちづくりやそのための協働の必要性等についての理解を深めている。

*グリーンマトリックスとは、自然の緑の流れを尊重し、集合住宅、学校、企業用地等のスーパーブロックの斜面樹林、屋敷林など民有の緑や公園緑地等の公共の緑を保全し、さらに歴史的遺産、水系などとも結合させて、地区内の主骨格となる緑道として活用した空間構成のシステムである。この考え方を基本的な思想としたことにより、人間優位の歩行空間と、人間性回復の街にふさわしい空間が形成されている。



＜今後の対応方針＞

○懇談会等において、より多くの地権者に他地域の事例などを紹介し、優れた環境づくりの必要性・まちづくり上の効果に対する理解を深める。また、（仮）普天間公園については、公園整備の意義・役割や現段階での整備手法・整備主体等の考え方を十分に理解してもらい、跡地のイメージアップにつながる公園計画づくりや、その実現方策に対する地権者としての意見集約を図ることが重要であると考えられる。

【跡地利用の基本方向に係る論点等と対応方針 4】

＜論点＞

跡地のまちづくりには、目標の実現に向けた長期にわたる持続的な取組が必要とされているのではないか。

○住宅地需要等が縮小していく中で、地権者による土地活用を促進するためには、確実な需要見通しにもとづく段階的なまちづくりに取り組む必要があり、長期にわたる持続的な取組が必要である。



＜本事業におけるこれまでの取り組み＞

○跡地利用基本方針策定調査において作成した県民レポートを活用し、若手の会及び地権者懇談会の場で住宅地需要減少等に係る情報を提供したが、多くの地権者に情報が行き届いているとはいえない状況である。また、跡地のまちづくりの方向性等が具体化していない現時点では、段階的なまちづくりについての意見交換には至っていない。



＜今後の対応方針＞

○関連調査との連携を図りつつ、住宅地需要縮小等に係る情報をふるさと等により多くの地権者に提示し、そのことに対する理解を深めた上で、段階的なまちづくりの考え方や実施方策及びその問題や課題についての情報提供、議論をし、その上で長期にわたる持続的な取り組み体制について地主会とも調整し方向性について合意形成を図ることが重要と考えられる。

【跡地利用の基本方向に係る論点等と対応方針 5】

＜論点＞

長期にわたる持続的なまちづくりや段階的な計画づくりの仕組みの導入に向けて、以下のような取組が必要となるのではないかと。

○地権者の土地活用意向を反映し、地権者の積極的な参加による実現性の高い跡地利用計画の策定を目標とし、引き続き、跡地利用にかかる情報提供や意見交換に取り組み、地権者の意向醸成を促進する。



＜本事業におけるこれまでの取り組み＞

○跡地利用に係る情報提供や意向把握は、平成 14 年度以降、宜野湾市都市マスタープランや跡地利用基本方針策定作業の進捗と合わせて、適宜地権者懇談会を開催し、継続的に実施してきている。

○段階的なまちづくりについては、「普天間飛行場跡地利用における協働型まちづくりのための基礎調査」で実施した大規模開発地区（港北ニュータウン、臨海副都心）の事例調査を通じて、その必要性についての理解を深めたところである。



＜今後の対応方針＞

○今後、跡地利用基本方針に基づき実現性の高い跡地利用計画を策定する上では、地権者へ提供する情報内容についてもより具体的なものとなってくるため、きめ細かく地権者懇談会等を実施し、十分な情報提供、意向把握を行う必要がある。

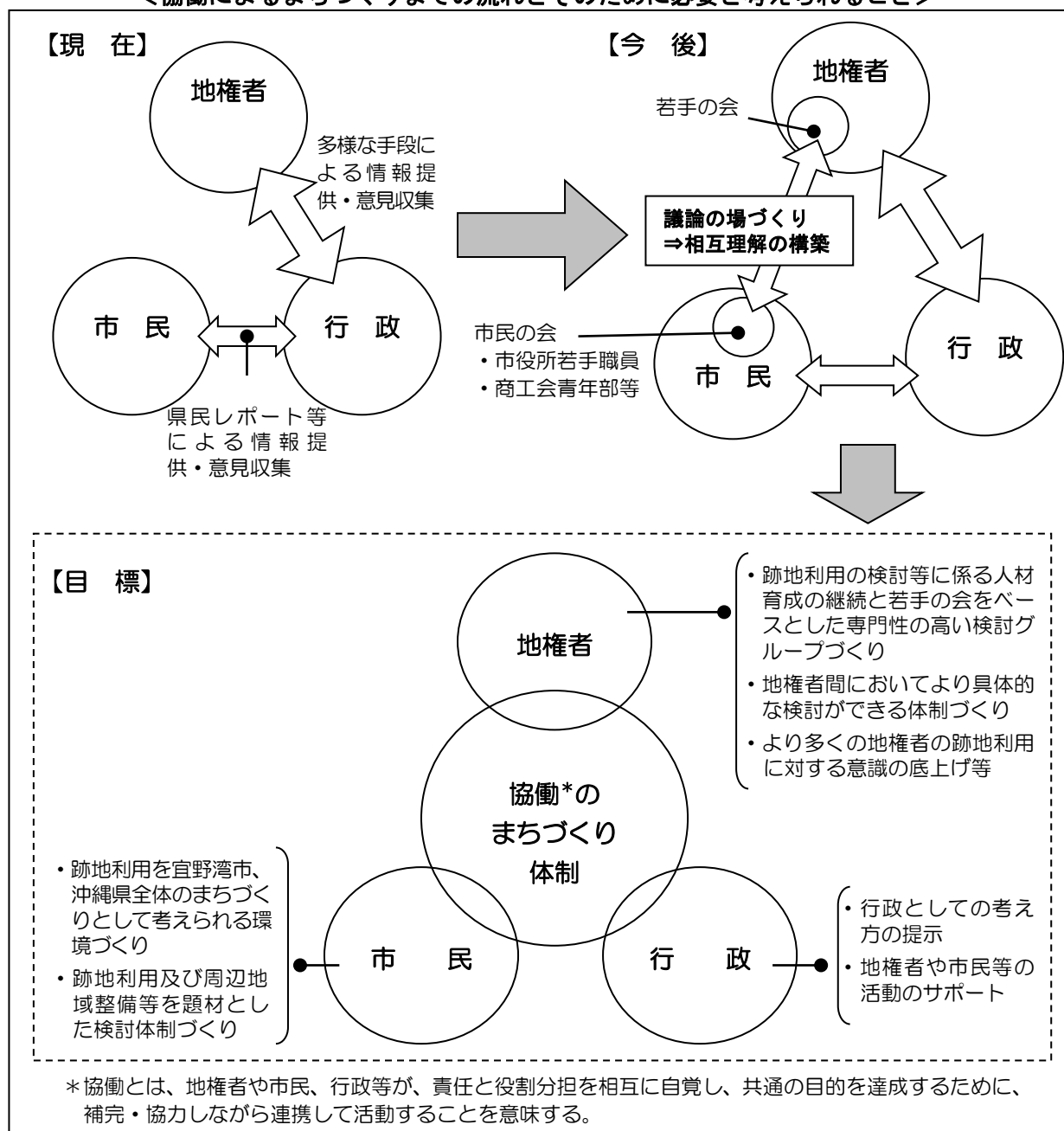
また、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」等において、他地区の大規模開発の事例等を題材としながら、段階的なまちづくりの必要性、そのあり方や地権者への影響等について引き続き議論し、理解を深めることが重要と考えられる。

（２）次の段階に備えた活動の方向性の整理

跡地利用の実現に向けては、平成 17 年度中の策定が予定されている跡地利用基本方針に基づく、より深い議論・研究のための一歩踏み込んだ合意形成活動が必要となる。このことは跡地利用基本方針第二回審議調査会においても意見としてあげられている。本事業においては、地権者・市民に対する情報提供、意向把握及び地権者については合意形成のための組織強化、人材育成の取り組みを主に行ってきている。

次の段階に向けては、地権者・市民等の相互理解の構築や協働によるまちづくり体制の整備等も念頭に置きながら、以下のような視点で活動の方向性を検討し、合意形成活動の持続的かつ効果的な実施に向けた下地づくりを行う必要がある。

<協働によるまちづくりまでの流れとそのために必要と考えられること>



参 考 資 料

参考資料

参一 1 今年度調査の取り組みの全体経過

実施時期	取組事項	主な内容等
平成 16 年 4 月 13 日	第 1 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○会運営方針の検討
5 月 11 日	第 2 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○会運営方針の検討
6 月 8 日	第 3 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○基地内文化財巡り事前研究
6 月 14 日	普天間中学校におけるまちづくり学 習の実施	○宜野湾市及び普天間飛行場の歴 史・自然環境等について
6 月下旬	ふるさと 9 号発行	
7 月 7 日	第 1 回合意形成推進委員会	○全体計画に基づく今年度の位置づ け及び昨年度調査で抽出された課 題への対応について ○平成 16 年度業務計画について
7 月上旬	広報チラシ発行	
7 月 22 日	第 4 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○基地内文化財巡り
8 月 10 日	第 5 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○那覇新都心地区視察会事前研究
8 月 14 日～ 15 日	はごろも祭りにおける取り組みの PR	○PR うちわの配布 ○今・昔の普天間の放映
9 月 11 日	第 6 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○那覇新都心地区視察会
10 月上旬	ふるさと 10 号発行	
10 月 12 日	第 7 回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○宜野湾市都市マスタープランの説明 ○若手の会における今後の検討視点に ついて

実施時期	主な取組事項	会議内容等
10月18日～ 28日	地権者支部別懇談会	○8会場、123名が参加
11月4日	第1回各種団体懇談会	
11月9日	第8回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○若手の会とりまとめ項目について ○「私たちの考え」取りまとめに向けた検討
11月30日	第9回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○「私たちの考え」取りまとめに向けた検討
12月5日	普天間中学校文化祭（学習成果の発表）	○一学級における取り組み成果の展示
12月9日	若手の会と地主会役員等との意見交換会	○「私たちの考え」中間とりまとめを題材とした意見交換
12月21日	第2回合意形成推進委員会	○若手の会での検討視点について ○跡地利用の合意形成に係る地権者・市民等の関わり方について
平成17年 1月11日	第10回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○「私たちの考え」の今年度最終取りまとめに向けた検討
1月下旬	広報チラシ発行	
2月8日	第11回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○「私たちの考え」の今年度最終取りまとめに向けた検討・内容確認 ○情報発信方法の検討
2月下旬	ふるさと11号発行 広報チラシ発行	
3月1日	第2回各種団体懇談会	
3月8日	第12回普天間飛行場の跡地を考える 若手の会	○「私たちの考え」の最終確認 ○次年度の活動体制等について
3月10日	第3回合意形成推進委員会	○今年度の取り組み成果と今後の方向性について
3月下旬	ふるさと12号発行 広報チラシ発行	

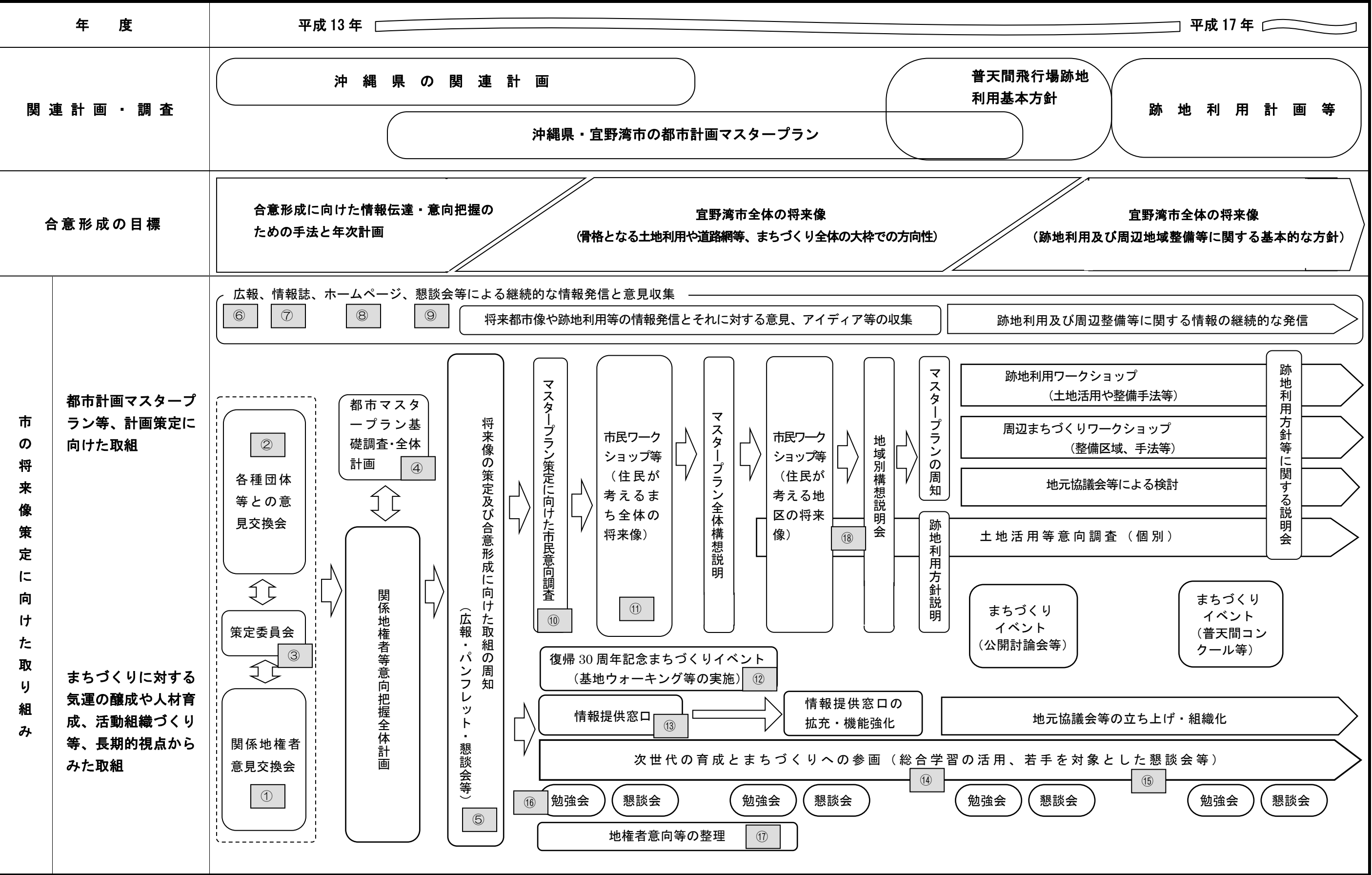
参一２ 全体計画における各取り組みの実施状況（平成 13 年度～16 年度）

本事業では、平成 14 年度以降、全体計画に基づく取り組みを計画的に実行してきた。5 ヶ年全体の詳細な評価検証は次年度実施するが、現時点における各取り組みの状況は以下の通りである。

P89 の 図との 対応番号	全体計画に位置づけた 取り組み項目	実施年度	取り組みの内容
①	関係地権者意見交換会	平成 13 年度	全体計画策定にあたり、地権者検討会を立ち上げ意見収集を行った。また全地権者を対象に地権者懇談会を 4 日間実施した。
②	各種団体等との意見交換会	平成 13 年度～現在	全体計画策定にあたり、市民の多角的視点からの意見収集を行うために設置した会である。現在は、市民等への情報提供の場として継続的に実施している。（H13：2 回、H14：3 回、H15：2 回、H16：2 回 計 9 回）
③	策定委員会	平成 13 年度～現在	全体計画策定のために設置した会である。平成 14 年度以降は各年度の取り組み計画の検討や評価を行う合意形成推進委員会として機能している。（H13：4 回、H14：3 回、H15：3 回、H16：3 回 計 13 回）
④	都市マスタープラン基礎調査・全体計画	平成 13 年度	都市マスタープラン策定調査の中で実施したものである。
⑤	将来像の策定及び合意形成に向けた取組の周知	平成 13 年度	リーフレット、地権者懇談会により全体計画の内容の周知を図った。
⑥	広報（折込チラシ）	平成 14 年度～現在	普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等の情報を市民へ提供するため継続的に実施している。（H14：2 回、H15：2 回、H16：4 回 計 8 回）
⑦	情報誌（ふるさと）	平成 13 年度～現在	普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等の情報を全地権者へ提供するため継続的に実施している。（H13：2 回、H14：3 回、H15：3 回、H16：4 回 計 12 回）
⑧	ホームページ	平成 15 年度～現在	普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等の情報を市民等へ提供するため、適宜更新している。（H15：全面リニューアル、H16：2 回更新）
⑨	懇談会	平成 14 年度～現在	普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等の情報提供や地権者の意向収集、質疑応答の場として継続的に実施している。（H14：4 回延 22 日、H15：2 回延 9 日、H16：1 回延 8 日 計 7 回延 39 日）
⑩	マスタープラン策定に向けた市民意向調査	平成 14 年度	都市マスタープラン策定調査の中で実施したものである。
⑪	市民ワークショップ等	平成 14～15 年度	都市マスタープラン策定調査の中で実施したものである。
⑫	復帰 30 周年記念まちづくりイベント（基地ウォーキング等）	平成 14 年度	基地内の立入りが困難なこと等により基地ウォーキングは実施できず、30 周年記念まちづくりイベントは、市の年間行事として実施した。しかし、平成 17 年度の若手の会において基地内文化財巡りを実施した。
⑬	情報提供窓口	平成 14 年度～現在	基地政策部内に設置した窓口である。平成 15 年度に場所を移動し、機能充実を図っている。
⑭	総合学習の活用	平成 14 年度～現在	これまでは、教育委員会や学校現場との調整を実施（まちづくり学習実施の可能性の整理、学習プログラムの検討等）し、平成 16 年度は普天間中学校において実際の取り組みをスタートしている。今後は、今年度の成果を踏まえ、取り組みを全校的に広めていけるよう調整を進める予定である。
⑮	若手を対象とした懇談会	平成 14 年度～現在	平成 14 年度に会を立ち上げ、15 年度後半からは定例化している。16 年度は組織としての機能強化と、跡地利用に対する若い世代の意向の取りまとめを目指して活動を実施した。現在各方面から注目されている取り組みである。（H14：2 回、H15：7 回、H16：12 回 計 21 回）
⑯	勉強会	—	勉強会という形での取組は実施していないものの、地権者懇談会の中で、跡地のまちづくりの流れ、土地活用の方法、土地の公益性等、地権者にとって勉強になる情報を提供してきている。
⑰	地権者意向等の整理	平成 14～15 年度	平成 14 年度は、情報誌ふるさとや地権者懇談会の案内通知を確実に届けるため、地権者の住所、氏名等の最新情報を整理した。平成 15 年度は地権者意向調査の結果を個人ごとの意向データとして整理している。
⑱	土地活用等意向調査	平成 15 年度	跡地利用基本方針等の方針策定の前段として、全地権者を対象にアンケート調査を実施し、70%の回収率を得た。

＊太枠は本事業における取り組み項目 ＊網掛けは全体計画に基づき継続的に実施している取り組み

■第1ステージ取り組みイメージ（平成13年度 普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画より）



①はP87の表との対応番号

参一3 合意形成推進委員会設置要綱・委員

(1) 合意形成推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 普天間飛行場の跡地利用の促進を図る為、関係地権者等の合意形成に向けた各種取り組みが平成13年度策定の関係地権者等意向把握全体計画(以下「全体計画」という。)に基づき適正に実施されているかどうかを判断するための第三者機関として、合意形成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 全体計画に関すること。
- (2) 全体計画に基づく取組みの実施にあたっての評価・検証、及び平成17年度詳細プログラムの作成に関すること。

(構成)

第3条 委員会は委員9名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国、県の職員
- (3) 地主会代表
- (4) 各種団体代表

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員会の委員の定数は、半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を説明員として出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、宜野湾市基地政策部基地跡地対策課がこれにあたる。

(補則)

第7条 前条までに規定するものの他、委員会の運営に関して必要な事項は委員会で決定する。

附則

この規則は平成16年 7月 7日から適用する。

(2) 委員

(敬称略)

No.	所属・役職		氏 名	備 考
1	学識経験者	沖縄国際大学教授	石原 昌家	委員長 前年度から継続
2	学識経験者	沖縄国際大学講師	上江洲 純子	今年度新規委嘱
3	国 職 員	沖縄総合事務局跡地利用 対策課長	幸地 清一	前年度から継続
4	県 職 員	沖縄県振興開発室参事	山城 俊尚	前年度から継続
5	地 主 会	役員	渡慶次 侑	前年度から継続
6	地 主 会	役員	佐喜眞 祐輝	前年度から継続
7	各種団体	自治会長会・会長	知念 参雄	副委員長 今年度新規委嘱
8	各種団体	市婦人連合会・会長	本永 静江	今年度新規委嘱